
出席議員（17名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
14番	星 吉郎	君	15番	加藤 克明	君
16番	大沼 惇義	君	17番	白内 恵美子	君
18番	我妻 弘国	君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長 部 局

町 長	滝口 茂	君
副 町 長	平間 春雄	君
会 計 管 理 者	村上 正広	君
総 務 課 長	松崎 守	君
まちづくり政策課長	平間 忠一	君
財 政 課 長	水戸 敏見	君
税 務 課 長	武山 昭彦	君
町民環境課長	佐藤 富男	君
健康推進課長	大場 勝郎	君
福祉課長	駒板 公一	君
子ども家庭課長	永井 裕	君
農政課長 併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君

商工観光課長	小池洋一君
都市建設課長	大久保政一君
上下水道課長	加藤克之君
槻木事務所長	関場孝夫君
危機管理監	相原健一君
地域再生対策監	宮城利郎君
税収納対策監	伊藤良昭君
災害復興対策監	平間広道君
市街地整備対策監	加藤秀典君
教育委員会部局	
教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	笠松洋二君
生涯学習課長	加茂和弘君
その他の部局	
代表監査委員	中山政喜君

事務局職員出席者

議会事務局長	長谷川 敏
主 幹	中村洋恵
主 査	太田健博

議事日程（第2号）

平成24年9月4日（火曜日） 午前9時30分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

佐久間 光 洋 議員
加藤 克 明 議員
水戸 義 裕 議員
白内 恵美子 議員
佐々木 守 議員

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において12番舟山彰君、14番星吉郎君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（我妻弘国君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

3番佐久間光洋君、直ちに質問席において質問してください。

〔3番 佐久間光洋君 登壇〕

○3番（佐久間光洋君） 3番佐久間光洋です。大綱2問質問いたします。

1、基金の活用で、柔軟な対応を求める。

生涯学習センターや公民館、各地の集会所などの公共物の修繕は、所有者である町が本来行うべきものではあるが、現在の制度や運用方法では柔軟に対応できないのではないかと思います。

先日、議会懇談会で出された件なのですが、陶芸窯のヒーターが切れて使えなくなっているとのことで、修繕を町に依頼したときの回答は、補正予算を議会にかける手続が必要なので時間がかかるというものでした。確かに手順としてはそうなのかもしれませんが、常に使えるようにしておく管理責任もあるのではないかと考えます。そのときの話で、私たちがよく使うのだから、多少負担をしてもいいから早く直してほしいという申し出も聞かれましたが、今の制

度ではこの申し出に対応できないのではないかと思います。

別の例を出します。地区の集会所の増改築をしたいと考えたとき、その集会所を利用する方々が資金を準備して増改築の工事をする事ができるのでしょうか。

また、設備を更新したいときや備品を購入したい場合、何年間か積み立てをしないと購入金額にならないような場合、会計の中で積み立てをすると、単年度主義の会計制度では剰余金とみなされ補助金の減額の対象となることがあり、この方法でも実現できません。

そこで、複数年度にわたるものや民間の資金を投入するような場合は、基金という形で運用してはどうかという提案であります。

使用目的と運用を明確に規定して管理をするのは当然ですが、使用目的を明確にすることで資金を提供する側の理解が得られやすくなることと、住民とともに修繕の計画が組めるなど住民参加という下地が形成できるということもあります。

制度上いろいろ問題があるかもしれませんが、利用者の利便性を考えれば、知恵を出してよりよい運営ができるようにすることが必要なのではないのでしょうか。町の考えを伺います。

2 問目、「(仮称) さくら連絡橋」はシンプルな形にすべき。

(仮称) さくら連絡橋のイメージ図を見ましたが、計画では斜張橋で設計されているようです。一目千本桜の景観を大切にすれば、できる限り人工物の構築は最小限にとどめるべきではないかと思います。斜張橋の場合はワイヤーを支える主塔が必ず必要になります。下を通る県道を走行中、あるいは土手の上から橋に近づいた場合、高い主塔の存在が大きく目に入るだろうと想像します。

幅3メートル程度の歩道橋であれば、構造上の強度が確保できれば、できるだけシンプルな形のものがよいと考えます。

そこで伺います。

- 1) 斜張橋で設計が進行しているのか。
- 2) 形式についてはどのような検討をしたのか。
- 3) 橋桁はかなりの高さになると思うが、高齢者や障がい者への配慮はなされているか。

以上、質問いたします。

○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長(滝口 茂君) 佐久間光洋議員、大綱2点ございました。

まず、基金の活用関係で3点ございました。

生涯学習センターや公民館に設置されている陶芸窯は、槻木、船岡、船迫の各生涯学習センターが管理しております。4カ所の陶芸窯は経年劣化等による電熱線の切断が頻繁に起きておりますが、その都度予算措置をして修理している状況です。議員のご指摘のとおり、平成25年度からは、生涯学習施設や体育施設等の修繕費については生涯学習課にまとめ緊急修繕費を予算化いたします。

2点目、地区の増改築の関係です。

現在、地区集会所は、行政区長を指定管理者にして、地区集会所の使用許可や施設の維持管理等の事項を業務協定として結び、行政区に依頼しています。地域で資金を準備して実施する地区集会所の増改築につきましては、増改築の目的や内容等により許可できない場合もありますので、そのような計画が地域である場合には財政課と話し合いの場を設けて対応いたします。

3点目、設備の更新や備品購入した場合の取り扱いですが、自治会や町内会の運営については、区民から集めた会費や町から交付される補助金等を財源に、団体の役員と地域住民の話し合いのもとでルールを決めてきちんと管理をして地域活動や運営を展開しています。

議員ご指摘のとおり、現在、町における補助金については単年度会計主義をとっているため、単年度で完結し、かつ公益上必要な事業を対象として交付しており、複数年度にまたがる事業については想定しておりません。現在、まちづくり基本条例に基づき策定を進めている地域計画に基づいた地域づくり事業の取り組みに対して、平成25年度からの新たな補助制度を構築中であります。地域計画は、地域の将来像を目指すため5年間の事業計画を策定するもので、事業の性格上、実施期間が複数年度にわたる場合も想定されますので、地域で自由度の高い活用ができるように検討いたします。

大綱2点目、さくら連絡橋はシンプルな形にすべきということで3点ございました。

まず、議員ご指摘のとおり斜張橋はあくまでイメージとして示したものでありますが、やはり案の定、イメージ図がひとり歩きをして住民に誤解を与えてしまったというふうに思っております。

形式については、公募で参加いただいている9人の検討委員の皆さんと、景観に溶け込んだものになるよう今話し合いを進めているところでございます。佐久間議員提案のシンプルな形という意見も検討委員会の中で出ておりますので、今後十分参考にさせていただきたいと思っております。その後、検討委員会の意向を尊重しながら、議会のご理解もあわせていただき、形式が決まりましたら詳細設計を発注していきたいと考えております。

次に、高齢者等への配慮についてですが、河川やJ R協議におきましては管理上の制約が出てくると思いますが、詳細設計の中でできる限り高齢者や障がい者への配慮に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

なお、河川協議では、現在計画中の連絡橋の架橋位置について、場所については了解をいただいております。J R協議では、7月11日に鉄道関係者14名が柴田町に來町いたしまして立ち会を行いました。そのときに架橋の位置や鉄道を越えることについてはおおむね問題なしとの意見をいただいておりますが、現在、鉄道を越える高さがどれくらいになるのか、正式な回答を待っているところでございます。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 佐久間光洋君、再質問ありますか。許します。

○3番（佐久間光洋君） それでは、1問目の陶芸窯については一つの例として出したわけですが、具体的なものがあつたほうが話がしやすいというふうなことでピックアップしたわけでございます。

ただ、現実そのことでそれを利用されている方々からこういった話が出たので、その解決も含めて話を伺うわけですが、今の町長の答弁ですと柔軟に対応していくというふうなことでした。ただ、懇談会で出たときの利用者側の話から、あくまでも推察ですが、非常にすぐに直らないから困っているんだ。いろいろな行事があるんだけれども、それに間に合わないかもしれないというふうなことで非常に困っているというふうな話。その辺は十分理解はできたんですが、柔軟に対応するという今の答弁と担当課が対応したこの辺の違いはどんなものだったのか、まずその辺を確かめたいと思ひますが、お願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 生涯学習課。

○生涯学習課長（加茂和弘君） お答えいたします。

陶芸窯につきましては、最初の答弁の中でも申し上げたとおり、今4つの窯がありまして、電気窯とガス窯と2種類あるわけですが、それについて館を利用されている方々の団体があるわけなんです、今、槻木の学生が1団体、それから船岡のほうの学生が4団体、船迫の公民館のほうというか船迫の生涯学習センターのほうで3団体利用されているということでございます。

たまたま電熱線等の破損によって使えなくなるということがあつるわけなんです、そのたびに議会のほうにお示しして予算化をしていただけてきているわけですが、すぐに対応したいと思っているんですが、実際はやっぱり、いろいろ想定してみますと、槻木が使えなく

なったとなって、すぐに製品化していて対応しなくてはならないのかというような状況もやっぱり判断しなくてはならないと思いますし、もう既に終わっているのであれば今後の対応でまだ時間もあると思うんですが、作品を仕上げていかななくてはならないというときはやはり、ほかの施設の窯が使えないとかかそういったことも確認をとりながら、ダブってしまえばこれも使えないということですね。そういったこともいろいろ考えて対応はしております。

あと、簡単なものであれば、板を壊したとか自分たちの責任で対応できるようなものがあれば、それはお願いしているケースもありますけれども、金額が大きくなりますと自己負担というかそういうことはできないと思いますので、そうであってはいけないと思いますし、そういう面でできるだけ財政とも話をして、予備費を充当していただくとかそういう話をしているわけでございます。

それでも、緊急性がないのであれば補正でも対応できるのではないかと、そういう判断もいただくときもあります。そういうことで、その状況に応じて対応してきているというのが実情であります。確かにすぐにできない場合もあると思います。その判断がやっぱり私らも苦労してきているところでもあります。今後もそういったことに耐えられるようにということで、今回も中で協議をした次第でございます。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） この質問をするに当たって私もその後いろいろ調べてみましたら、なかなか制度上運用が難しいという面があるということもわかりました。わかったんですけども、そういった困った事態になるということもあるということも事実なので、その辺はうまく運用する、あるいは何かいい知恵を出すとか、そういった形で対応できないかなというところを期待しているわけなんです。

例えばヒーターなんていうのは大体消耗品ですから、いずれ壊れると。ただ、壊れないうちは買えないんだと、手当てができないんだという、その辺がやっぱり一番の問題点なのでないかなと。それで、基金であれば自由に使えるのかなというふうな思いだったんですが、それもなかなかうまくはいかないということで、結局、結論としてはやっぱりなかなかうまくいかないということになってしまうわけですか。再確認ということなんです。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。生涯学習課。失礼。

○生涯学習課長（加茂和弘君） ですから、やはり早目に対応してあげたいし、不便を来してはやはりならないと。途中であつたりしたら大変なので、やはりなるべく早目にしてあげたいということで、今回町長ともお話をし、やはり緊急の修繕費をとっておいたほうがいいのでは

ないかと。この枠でどんなにでも使えるというものがあればいいのではないか。ただ、額の面でどのくらい、今の財源が町全体で仕上げるのにも大変苦勞している状態で、どれだけの緊急の修繕費が確保できるか、財政課長と協議をしながら、できるだけ緊急の場合には対応できるようにはしてまいりたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） 私の質問で、大体どの団体が使っているかというのはおよそ想像はつきますよね。今の答弁の話で確かにできない部分もあるんだということは理解はできますけれども、こういった要望を出してきたところにきちっと説明をすれば理解はいただけるんじゃないかなというふうに思います。ただ、何か議会を通さなきゃならないんだ、補正予算しなきゃならないんだ、だからすぐにはできないんだというふうな、それはあるほうの側の言い分だから相当誇張した面はあるかとは思いますが、やっぱりそういった印象を持たれるようではちょっと対応としてはまずいんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ気持ちよく理解していただけるような説明をして、それで対応していただきたい。実際にはもうやっているんですよ。

それで、そのとき私実際にその窯を見てきましたけれども、もうそろそろあれは寿命なんじゃないですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（加茂和弘君） そのとおりとはいえないんですけれども、立場上は言えないので、私のほうではうまく使っていきたいということでございます。開館当時からですから、年数もたってはいます。そういうことで、十分これから検討して、もう本当に寿命であればやっぱり考えていかなくちゃいけないのかなというふうに思いますから、総合的に判断していききたいなというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） それで、ああいう部屋の中にあるというのは、私も初めて見たんですけども、確かにあそこで教室をやっている、そこでつくったものをすぐ窯に入れられるというふうなところで便利は便利なんですね。ただ、結構重いですね、あれ。500キロぐらいあると。それから電気も相当食うというふうなことで、部屋の中にあるからあれは電気窯じゃなきゃだめなんだということなんでしょうけれども、ガス窯だとそんなにヒーターみたいに切れるということがないので、耐久力はあるんじゃないかなというふうに思うんですが、ガスだと部屋の中には入れられない。そうすると外に置くとなると、今度使いづらいという問題が発生し

てくると思うんですが、多分出てくるだろうという想定で、その辺は、私はあそこの中に置くということは余りよくないのかなと。もしあそこに設置した理由、何年か前の話だと思うんですけども、わざわざあそこに設置したその理由というのがあればそれを解説していただくとともに、改修の予定があるのであれば外に出して、多少不便になるけれどもと。その辺の理解が得られるかどうかの見通しについてお伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課。

○生涯学習課長（加茂和弘君） 電気窯についてはあそこに設置するようにつくられていますし、今議員さんおっしゃるとおり利便性を図ってあそこに設置されていると思います。あと、今のガス窯の船迫公民館の裏にあるやつは最初からガスということで、危険だということもありますし管理上の問題もあるので、私が当初、最初に提案してつくった施設で、そんなに立派なものではなかったんですが、何とか皆さんに喜んでいただいて長年やってきたと。ただ、老朽化が多少進んできたということは間違いないと思います。その中で管理しやすい方法は、やっぱりガスとかのほうが良いのかなとは思ってはいるんですが、ただ、そういう最初からの仕組みでつくられたものですから、やはりそれを維持していくのが大事なのかなと私自身は思っていますので、今後できるだけ修繕等に努めて、不便を来さないようにしていくように努めたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） その辺はよく理解をしていただくように努力をしていただきたいと思います。

それから、これも一つの例として挙げたわけなんですけれども、集会所のような公共施設の改修、例えば窓枠を二重のサッシにするとか、そういったことで防音性とか冷暖房の効率をよくするとかというふうに、やっぱり構造物そのものに手を加えるとなるとなかなかこっちの一方的なあれにはいかないというふうなもの、あくまでも人のものですから、そういったことに対しては、町長の答弁では柔軟に対応するというふうなことでよかったわけですね。

そうすると、あとは備品とかそういった関係のものについてとなると、これは全部許すとなると何でも買ってしまうということになりますけれども、例えばある公益団体のようなところで、パソコンであるとかコピー機であるとか、そういったどうしても職務上必要だというものについて今補助をもらって活動を続けていると。それでパソコンを購入したいんだけど、どうしても10万円とかそういった金額になってくるので1年じゃ買えないということで、積み立てができないと。これが不都合な面だったんですね。町長の答弁を伺っていると柔軟に対応

するということなので、この辺はよく話をして、こういうものに使うんだと、それでこのぐらいのものを購入したいんだということで、必要なものだという判断になれば、複数年度にわたるといふか、方法はどのようなふうにするのか私は具体的にわかりませんが、例えば助成金の減額とかそういったことをしないでやれるんだというふうに明確に言い切ってもよろしいんでしょうか。再確認いたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 町長の答弁の中でお答えした内容なんですけど、先ほど議員のほうから指摘ありましたように公益団体というようなことで、まちづくりのほうとしては、地域の行政区を1つの団体としての事業補助というような形で新たな補助金を制度化しようというところなんです。

その内容的な概要なんですけど、ソフト事業、ハード事業、特定事業、この3つの事業において、今、各地域、行政区において地域計画というようなものをつくっていただいております。ソフト事業、例えば健康づくりとか運動会とかいろんな事業が行政区でやられています。そういうような事業が1つ。あと、地域によってはいろんな……、何ていうんですか、例えば公園があったり、あと集会所の備品として冷暖房が必要になる場合等もあります。その地域、集会所によつての要件も違ってきます。そういうようなものについてハード事業というようなことで、要る行政区も、必要とする行政区も要らない行政区もあります。そういうところ、使い勝手のいいような形の地域予算制度というようなものを新たに導入しまして、それを地域の中で、行政区の活動の中で使っていただくような形で今その計画を練っているというよう段階です。ですから、あくまでも行政区の中にある1団体の備品の助成ということではなくて、あくまでも地域のまちづくりにかかわる行政区を1つの団体としての事業枠で考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） それは新しい制度ですね。いつから実行する予定なんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 平成24年に地域計画策定のために各行政区においてもう補助金を支給しておりまして、各行政区で今、平成25年から5年間にわたる地域の課題と問題を踏まえたところで地域づくりを自主的にやろうと、そういう計画が今各行政区で立ち上がっております。それに伴う事業支援というような形で、今後新たな助成制度を導入したいと。その中において、当然5年の計画ですので、単年度だけの事業じゃなくて、その5年の中である

程度具体的に計画が詰まっているものについては、我々のほうで複数年も認めるところの事業支援をしたいと。そういうような新たな制度を立ち上げようとしております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） 行政区についてはわかりました。

そのほかにもいろいろありますよね。例えば桜をやっていたり菊をやっていたりするところも。そういったところもやっぱり公益だと思いますけれども、そちらのほうの団体はどういうふうになりますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実際的には、やはり各団体においては町の補助金だけでなく、自主的な会費とかやはりいろんな補助金、町以外の補助金、助成金、そういうようなものも導入してやっているかと思います。それについては、やはり会費というようなところで会員の皆さんのお金の積み立て等も出てくるかと思いますので、それは会の運営をひとつルール化していただきまして、2年3年にわたる積み立てというようなのはその団体のルールの中で明確化していただければと思います。ただ、町からの事業補助というのは1年ごとの補助金であります。その辺でやはり境が必要になるかと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） ちょっと微妙な答弁だったんですけども、白黒ではっきり分けると、それは話し合いによってできると解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実際的には町の事業補助というのは、1年以内に、1年間の期限の中でこういう事業をしたいという事業補助に対しての補助金を差し上げております。差し上げているというか助成をしております。各団体においては継続的な事業を展開していくというようなところで、当然会費、組合員の皆さんの会費もあわせて活動の資金として使われていると思います。ですから、その辺、まず町の事業として何をやるというようなことで1年の事業計画を、これは精算はしていただきたい。ただ、会費については、皆さんのルールの中で積み立てというような制度もできるだろうと。そういうようなところで、町のほうは運営手段についてはその団体にお任せをしたいというようなところで考えております。

ただ、行政区においては、地域計画というような一つの計画づくりをもとにまちづくりを展開するものですから、その辺ですね、支援は複数年も可能ですというような区分で今後対応していきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） わかりました。じゃあ私の知っているところにはよく説明しておきたいと思いますので、いい対応をお願いいたします。

2問目のほうに移ります。さくら連絡橋についてです。

今、ことしの事業は実施設計ということで、大体こういったものだというのはちらちらと出ておまして、その後どうなったのかなというふうな感じでおまして、どういったものができるんだろうという期待も含まれているんですが、ことしの事業の全体的なスケジュールの中で現時点はどの程度の位置にいるのか、進捗状況のどの程度のポジションなのか、その辺のところを説明をお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。市街地整備対策監。

○市街地整備対策監（加藤秀典君） お答えいたします。

詳細設計、今年度、実施設計とよく言われるものなんですが、発注の準備をこれから始めるんですが、実は詳細設計の前に、橋の形式、どういった橋になるかによって詳細設計が変わってくるわけです。そのために一般公募しまして検討委員会を実は開催をして、検討委員会で形式のおおむねの方向性をいただきながら、町長答弁にもありましてとおりあわせて議会のご理解もいただいて、1つの形式を定めて、もしくは2つで検討しようかということになるかとは思いますが、そういった形でおおむねの方向が出ましたら発注したいということで、実はその詳細設計については、私どもの今の予定では遅くとも11月ぐらいには発注をしていきたいなというふうに考えているところです。

検討委員会のほうでは、8月26日の日曜日にもお集まりいただきまして、現地をですね、展望デッキ側から見る景色、それから県道を歩いたときの景色、それから白石川堤を歩いたところの景色ということで、参加者皆様に歩いていただいて、半日かけて多方面から眺めながら実は検討会を開催してまして、その際に、佐久間議員ご提案でしたシンプルな形がいいということでしたので、町の議員さんのほうからはシンプルな形という意見もありますのでということで検討委員会の中で検討していますが、実は委員会の中ではいろいろと意見が分かれているようです。個人個人考えはいろいろとあるようでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） できればそういった大ざっぱなスケジュールでもいいから一言言ってもらえると、ある程度安心ができるというか、まだ口出す余地もあるのかなというふうに思うんですけれども。

私も橋の設計の専門家ではないので余り立派なことは言えないんですけども、検討委員会で話し合われているというまずそのタイプ、スタイルですね、それは何種類ぐらい出ているのかなと思います。それから、その検討委員会というのがどういったメンバーで何人ぐらいでお話をされているのかなというところがちょっと気になるので、お話しできる部分を聞きたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○市街地整備対策監（加藤秀典君） 初めに検討委員会のメンバーについてお話ししますと、町内在住の方9名です。お一方は、お仕事上、橋の高欄とかそういったことの仕事に若干携わったことのある方ということなんです、それ以外につきましては一般の方々です。

スタイルのほうなんです、実はいろいろなパターンがありまして、1つにはシンプルな単純橋と言われるものが1つとして挙がっております。それから、イメージでお出ししているんですが、やっぱり先ほど町長もお話あったとおりで、イメージのとおり斜張橋でいいんじゃないかという意見もございました。また、もう一方では、さくら歩道橋、真ん中にアーチの部分があるんですけども、ああいった形を継承したもので同じようなアーチのあるものがないんじゃないのというような、今のところはその3パターンが皆さんの意見として出ております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） 大体いろいろあるみたいですけども、さっき話が出ましたけれども、イメージのあれが出ましたよね。大体あれがひとり歩きしていますね、もう。その辺のところなんですけれども、今検討中ということだから私も考えつくこと、大体言うことだけ言っておきますけれども、あれの図面を見たら、縦の木の側から線路をまたいで土手に出て、そこから河川の中に入ったところに1つ橋脚が建って、それから線路と縦の木の間に1本橋脚が建ってというこの3本で支えるような構造になっていますけれども、堤防のほうに出ないで土手のり面あたり、JRの境があそこにあって、多分あそこを侵害することはできないでしょうから、あくまでも土手のり面あたりに橋脚を建てて、そこで土手と平行に歩道をつけるというような形、その辺も検討の対象になるでしょうか、伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○市街地整備対策監（加藤秀典君） お答えいたします。

実は河川協議におきまして検討の中に入っております。1つは、JR境、ちょうど土手とJRの間は境界といってももうほとんど余剰地がないんですね、そこに建てるケース。それか

ら、土手の中に、極端にいくと堤防ですね、堤防に建てるケース。そして川の中に建てるケースということで、3案で実は検討いたしました。

J R側につきましては、J Rのほうの了解が得られない。当然、軌道敷に影響が出るということでだめだということです。それから河川堤防につきましては、河川堤防内には構造上構築物を残すことができないんですね。例えば施工するときに矢板とって締め切りをするんですけども、本来は締め切ったものを撤去しなくてはならない。撤去するとJ Rに影響が出るから撤去できない。一方、河川では撤去してはならないといろんな条件が出てきまして、そのところは困難だということで、たまたま鷺沼排水路と白石川の合流点、死水域という、水が死ぬという意味なんですけれども、死水域という有効な場面がありまして、そこが望ましいだろうということの協議が調いましたので現在のイメージ図のような形になっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） そうすると、下部構造という下のところについては大体そういうふうな、3点でというか、真ん中に1本と堤防の中に入った場所というのは崩せないということですね、設計上ね。

そうすると、例えば斜張橋でいうと真ん中にワイヤーを支えるマストがつくので大きなあれになりますけれども、それと、通常ちょっとスパンの長い陸橋、学校の前にあるような歩道橋のようなシンプルな形のものというのは、その辺はまだ検討の余地がありというふうに。あとさっきの3パターンだね。あれは選べるということですね。再確認です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○市街地整備対策監（加藤秀典君） 現在のところは3パターンで、次回検討委員会でもう一度その3パターンを実は3D化しまして、パソコン上でもある方向からその形ができたときにはどう見えるのかということも視野に入れて話し合いをするということにしておりました。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） 聞けば大体そういうものかというふうに納得する部分もあるんですけども、昨日、きのう新聞に折り込みが入りまして、多分皆さんごらんにはなっていると思います。一通り目を通しましたけれども、パッと読んでやっぱり、細かく読めばいろいろ解釈の余地はあるんですけども、全体としては反対だというふうな内容に受け取れるんじゃないかなというふうに、私の個人の受けとめとしてはそういうふうに思いましたが。これはごらんになっていますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○市街地整備対策監（加藤秀典君） はい、見ております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） 各地であと話し合いとかもやっていますからね。町としてはどのように対処されるというふうにお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。市街地整備対策監。

○市街地整備対策監（加藤秀典君） 以前の議会でも町長答弁していますとおり、町長がみずから出向いて説明をするということをお話ししていると思います。私たちも機会を捉えてお会いした方にはいろいろと、本当に真摯にお話をさせていただいているところなので、今後もそういった活動はしていきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） もちろんそれはそうなんですけれども、ちょっとボタンのかけ違いとか、何かそういうところがあるんじゃないのかなという、これは私の思いなんですけれども、なってからやるというよりは、さっきいろいろ説明いただきました、できるだけ早くまだまだ議論の余地のある段階でやっていくということがまず必要なんだろうというふうに思います。多分今までそこまでやってこなくて、今までのペースで考えていたからなのかな。ただ、これから橋もありますし、体育館という今度新しいこれからの事業もありますから、多分皆さんいろいろどんなふうになるんだろうという関心を持っているところはあると思います。だからこういった事業をやるときに、全体的なスケジュールの中でこの辺でこういうことができますと。例えばいろんなリクエストとか要望とかそういうのがあるのであれば、この時点でいろいろ検討しますよと、そういったお知らせというのは考えていなかったですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○市街地整備対策監（加藤秀典君） お答えします。

今回こういった形を見るにつけ、私たちは情報発信ということではより正確な情報をよりタイムリーな形でお伝えしていきたいということで努めてきたつもりなんですけど、今議員さんご指摘のとおり、ご心配のとおり、こういったことになると、その情報の発信の仕方、そのタイミングのとり方、これは非常に難しい問題だなと実は非常に悩んでいるところです。余り早く情報をお伝えすると「できもしないことを伝えたのか」という話になりますし、より適正なものを届けようとする「何で今なんだ」ということになりますので、その辺については私たちがもう少し深く勉強することが必要なんだなということで認識をしております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番(佐久間光洋君) そのとおりなんです。私もどういった形で出せば一番よくコミュニケーションがとれて、お互いにいい理解ができるのかというふうなことを考えます。だから、まず大ざっぱにどういったところまでできるのかという聞き方をするわけなんですけれども、多分担当者の側としては、ある程度固まらないと出せないよね、それから、完全にもう固まってからじゃあ、もう修正きかないときではもう遅いと思うので、その辺の微妙な違いはあるんですけれども、それは担当者はわかっているんだけどそのほかの人はわからないと、それは何もやっていないみたいに見えてしまうというのは、これは現実だと思うんです。だから、その辺の出し方、かなり微妙だとは思いますが、これから大きな事業などもありますから、やっぱりどういったことでやっていくのが一番いいのかということはよく考えたほうがいいと思います。

それは、発信する側だけでなく、受けとめる情報をどのように理解するか、その理解力というのも必要だと思います。だから、いい情報を与られてもそのように理解しない、あるいは正確に理解ができないというふうな場合もありますから、そういったところも考えて、やっぱり情報の出し方というものを本当に吟味しなきゃならないんだなというふうに思います。それは我々も携わる者としては努力はしますので、ぜひこれからの将来のいろんなこういった構築物などをやるに当たっての住民参加ということも含めて、このときをいいチャンスとして、ぜひ情報の出し方のノウハウを積み重ねていっていただきたいと思います。

それで、幾つか心配事というか、ひとり歩きしちゃったという言い方も合っているのかどうかはわかりませんが、いろいろ心配する方々から問い合わせ、「どうなんだべや」という話が来ておりますので、この時点で確認をさせていただきたいと思います。

まず、先ほど話の中には出ているんですけれども、建てる位置については。ただ、今回いろんな、何ていうかな、さっきのチラシの写真には樅の木の下の崩れた部分の写真が載っています。これが何を意味するものかは私にはわかりません。ただ、出している側の立場になって考えれば、危ないんじゃないかと、それでわざわざこのような写真をつけているのかなというふうに思いますが、まず橋の着地点だね、どの辺になるのか、ここについている写真とどういった関係があるのか、その辺の説明を求めます。

○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。

○市街地整備対策監(加藤秀典君) お答えいたします。

私も今手元に写真を用意していますが、実はきのうも大坂議員さんのご質問のときに災害の中でお答えしているんですけれども、今回の災害のメカニズムということで、表土が流されま

したというお話をきのうしたんですけれども、現実的には、1枚目の写真ですとデッキが映っているんですけれども、もう一方のほうではデッキが映っていないんですけれども、現場に行きますとデッキの下のほうについては全然雨で流された様子もない。いわゆる一番安定的なところに実はこの橋の位置が示されているんですが、まさしくこの位置になるんだろうというふうに思います。

デッキ、それから一部ブロック積みがあるんですけれども、ここについては今回の雨で流されたものについての影響は全くありませんので、ただ、私たちがいろんな多方面から検討して、今回、9月の7日ですね、国の査定を受けますが、そのときにメカニズムの説明をしたときに、技術的な観点、それから復旧に対する工法の金額的なものですね。そういったものの結果を受けて、私たちが正しかったのか、はたまた考える部分があるのかというところはありませんが、現在のところではデッキには何ら異状はありません。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） あと橋の端っこ、樫の木の下のほうの側の橋の端っこから今度は樫の木に行くまで、あれは何というふうに言うのか、歩く道路だね、通路というのか。あの辺についても土砂崩れであるとか心配はないのかというふうなことがあるんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○市街地整備対策監（加藤秀典君） お答えいたします。

デッキのところ同様に心配はありません。このアプローチにつきましても、ちょうど西側のほうに西側駐車場と後ろにあるんですけれども、多分向こう側からのアプローチを今イメージしていますので、全く危なくないところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） 心配すれば切りがないんですけれども、あとは、よく考えたなというんだけど、橋よりも踏切をつくったほうがいいんでないかというそういったことも寄せられました。ちょっとどのようにお答えになるか聞きたいなと思いますけれども、お願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○市街地整備対策監（加藤秀典君） お答えいたします。

実は槻木高架橋、槻木駅の下に県道、高架していますよね。槻木大橋から抜けてきてJRを高架するんですけれども、あれを高架した際に実は村田街道踏切というのが閉鎖になっていま

す。というのは、JRの考え方では、JRについては立体交差、それから、第4種踏切とよく言われるんですけども、これについては閉鎖の方向ということが現在の流れです。当然、平面交差することによって事故が多発しているというのがあるようで、立体交差。今回私のほうはそのために上を安全に、当然JRも安全に通行する、私たち歩行者も安全に通行するということである選択をしておりますので、踏切については非常に考えにくいと申し上げますか、困難だというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） さっきの基本的な部分のお話の中で、堤防のほうに橋脚が1本建つということは多分そのとおりだろうと。この線は崩せないだろうというお話でした。ということは、土手の桜を越えて中に行くわけですから、桜の木にある程度の影響はあるだろうというふうに思いますが、その影響についてはどんなふうな見方をしていますでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○市街地整備対策監（加藤秀典君） 先日のJRの立ち会い、それから河川協議においておおむねの位置について了解いただいている状況から判断しますと、ちょうど現存にある桜の木1本ぐらいのところに架橋する位置になるのかなというふうに考えておりますが、あとは、JRの立ち会い時の高さの関係だけで、まさしく橋の胴体そのものに突っ込む位置になるのか橋の上になるのかというのは、その高さを見てからというふうに考えていますが、今の位置から想像すると桜1本のあたりはちょっと切らないとだめなのかなというふうに考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） たしかJRのほうの決まりなんだと思うんだけど、あれは線路から6メートル80という数字でしたか、橋桁の一番低いところ。その辺のクリアランスとらないとだめだよ、要するに低くできないよという、あれは何、決まりとっていいのか、構造の設計の指針なのかどうか。それをもとにしたときに、あそこの桜の木というのは大体どのような高さになるのか。橋桁の一番下の部分で桜の木の上を越していくのか、枝を伐採した形で堤防のほうに出ていくのか、その辺は検討していませんか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○市街地整備対策監（加藤秀典君） お答えいたします。

ただいま議員さんご指摘のその高さというのはJRの建築限界ということで、軌道敷、レールの上から6.86メートル、6メートル86センチが絶対条件なんですね。それを下回ることはいということなんです、実はそれだけじゃなくて、JRには当然電気を使っていますので電

力線が走っています。たまたま今回架橋位置、ごらんになるとわかるんですけども、NS線というもう1本の線、き電線ということで、電気が返ってくる、返ってくる電気、き電線というのが通常の電力の上にもう1本かかっていますので、このき電線からの離れの条件が今回ついてくるんだろうなと想像しますと、6.86メートルということじゃなくて、8メートルを超える高さになるのかなということで今考えているところです。そして、その8メートルというのを先日の検討委員会でも、下からの眺めでしたが、桜の頭をかすめる高さかなと。桜の木も高いものと低いものが連続してしまっていて、ちょうど高目のところに行くんですけども、ちょうどその頭をかすめる高さかなというイメージで考えておりました。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） あと、最後に私質問項目として出しました、あそこ土手の上は随分高齢者の方とかジョギングをやったりランニングをいろいろやっていて、多分渡りたくなるだろうというふうに思うんですけども、今話したように相当の高さになるわけで、ましてや真ん中の橋脚については、あそこ地盤が低いものですから結構な高さになるだろうと思います。その高齢者のやつね、ちょっと私聞き漏らしてしまいました。上りおりができるようなつくりにするのか、やっぱり高さ上相当大変だなということになるのか、再確認お願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○市街地整備対策監（加藤秀典君） お答えいたします。

詳細設計の中で先ほど配慮していくという町長答弁いたしましたが、100%車椅子の方が自力歩行できるのかというと、多分今回のJRの高さの条件、できれば低いほうが高さがとれるので望ましいのですが、上がることから考えるとちょっと難しいのかなと。ただ、介添えの方がいらっしゃる、もしくはお父さん、お母さんがベビーカーを押すとか、そういった形では通行できる方向で考えていきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） やっぱりそういった物理的な制約からなかなか難しいところはあると思いますが、いろんな意味で考えていただきたいと思います。

まだ設計の余地があるということなので、私1つ希望を入れておきますのでぜひ検討委員会のほうに伝えていただければと思うんですが、真ん中の橋脚のあたりでやっぱり一休みできて、せっかくの高さを満喫できる、いい景色を眺められる、そういったスペースをぜひつけてほしいなと思いますが、その辺は考えてはおられませんか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○市街地整備対策監（加藤秀典君） 皆さんお考えいただくことは一緒に、できれば橋の中間でいろいろな景色を楽しみたいというお話が出ていましたので、あわせて検討委員会の中で詰めていきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） いろいろチラシが出るとかなんとかというのは一つの関心のあらわれだと思います。多分、今までそういったことまではやってこなかったという経過、反省点なんかはあるとは思いますが、ぜひひとつ私の質問なんかも含めて、いい段階のいいタイミングでやっぱり誤解のないような情報提供、それに努めていただきたいというふうに思います。今回はもう手がついていますから、ぜひ次の体育館も予定されていますのでその辺も一つのチャンスと捉えて、よりよく理解をいただける、お互いに理解できるというふうなところにぜひ努力していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて3番佐久間光洋君の一般質問を終結いたします。

次に、15番加藤克明君、直ちに質問席において質問してください。

〔15番 加藤克明君 登壇〕

○15番（加藤克明君） 15番加藤克明です。

職員の労働環境から定数削減、給与等の見直しを考えるべきではないか。

時の流れは早く、東日本大震災から1年6カ月を迎えようとしております。

あの日、あのとき、想像を絶する未曾有の大被害と原発事故、突如襲う大雨による被害と、町職員の方々には肉体的にも精神的にも疲労がたまっているのではないかと想像できます。職員が在職中倒れることのないよう、労働環境に絶えずチェックが必要ではないでしょうか。

そこで、第5次職員適正化計画によりますと、現在の293名を平成26年4月1日には286名と、7名を削減する計画となっております。しかしながら、今後、少子高齢化、自然災害など、ますます町民から町へのニーズが多くなり、業務量がふえていくことは目に見えております。その対応には職員の資質と組織力が重要で、特に職員のモチベーションの維持及び成果を上げる上で方策が必要でないかと考えます。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

- 1) 職員のモチベーションを上げるための方策はどう考えているか。
- 2) 職員の能力を上げるための研修等はどのように考えているか。
- 3) 職員数について、今後業務量に応じて定員適正化計画の見直しの考えはあるか。

4) 国の人事院勧告は、企業の賃金を調査した結果に基づいており、それに横並びした地方自治体職員の給与水準であるが、人口割から柴田町独自の給与体系ができないかお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 加藤克明議員の職員の定数削減、給与等の見直しでございます。4点ございました。

第1点目、モチベーションを上げるための方策でございます。

職員の研修の充実及び人事評価制度に基づき、適正な評価による給与の決定等が重要であると考えております。

現在実施しておりますことは、人事評価制度による年2回、9月と3月に勤務評定を行い、6月期及び12月期の勤勉手当支給時において評価により成績率で差をつけて、評価が高い職員には一定額を上乗せして支給し、職員のモチベーションを高めております。この勤務評定を含む人事評価制度については、去る8月1日に総務省主催で行っていただいた職員研修でも、東京大学名誉教授大森彌先生からも人材育成を含めた人事評価制度の重要性を強調され、職員間でも共有化ができたものと考えております。また、年1回、10月には職員から人事異動等希望調書を提出させ、課長等が職員本人の希望や適性について面談を実施しております。

今後、人事評価制度のより正確性を高め、職員の適正な評価をもとに給料及び勤勉手当を決定し、さらに職員本人の希望や適性に沿った人事配置も含め、これまで以上に職員のモチベーションを高めていきたいと考えております。

2点目、研修関係です。

研修は職員の能力向上のために重要な人事管理上の位置を占めており、宮城県市町村職員研修所には階層別研修及び専門研修に派遣しており、また、千葉県にあります市町村職員中央研修所にも今年度から再び派遣する予定にしております。また、平成21年度からは職員みずから企画して実施する提案型視察研修も実施しており、これまでの3カ年実績で9件40人がそれぞれの分野での先進市町に赴き、職員の能力向上に努めております。

さらに、新たに今後は職員の自己啓発による例えば通信教育や自主的勉強会への経費助成等を行い、職員自身が能力向上に努めやすいような環境づくりに努めてまいります。

3点目、定員適正化計画の見直しでございます。

議員ご質問のとおり、東日本大震災の周辺市町への支援を含めた復興事業への対応や多様な

住民ニーズへの対応等、平成22年4月1日から平成26年4月1日までの現在の第5次定員適正化計画の職員数で適正かどうか、役場内部でも検討すべき時期ではないかとの声が上がっているところでございます。

今後予定されている子ども総合センター、総合体育館、窓口の民間委託や指定管理制度の導入など、予想される行政需要に対して適正な職員数ほどの程度必要かについて、本年度中に現在の定員適正化計画の見直しも含めて適正な職員数の検討を進めてまいります。

4点目は柴田町独自の給与体系ができないかについてですが、現在、柴田町職員の給料は、国及び宮城県が各企業の給料実態調査等を実際に行い、人事院及び宮城県人事委員会で給与等について毎年勧告がなされ、柴田町もこの勧告を参考に改定しております。

加藤議員のご質問のとおり、柴田町も独自に企業等を調査して独自に給料体系を確立するには、町内企業の協力や、統計上の母数からいっても実態把握はほぼ不可能の状態ではないかと思っております。

つきましては、より多様な住民ニーズに対応するためにも、また職員のモチベーションを上げるためにも、現在の6級制行政給料表では、よりよい結果またはよりよい努力をした職員に対して、人事評価制度による業績・能力の評価に基づき適正に給料に反映させることは、特に中堅以上の職員に対して給料表の各級の最高号俸の基準によりできない状態になっております。そのため、柴田町独自の給与体系の確立ではなくて、周辺市町で人口及び職員数が同規模程度の白石市及び角田市を参考に、現制度で行える柴田町としての給料制度改革として、現在の6級制の行政職給料表を7級制に移行し、人事評価制度により職員の能力及び実績に応じた給与決定を行うことが職員のモチベーションを上げる最善の方法と考えております。

ことしの8月に出された国の人事院勧告及びこれから示される宮城県人事委員会の勧告を踏まえ、職員の行政給料表については6級制から7級制への移行を含めた給与の改定を考えてまいりたいと思っております。そして、適正な職員数とより一層高まった職員のモチベーションで、これまで以上の多様な住民ニーズに十分対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。

- 議長（我妻弘国君） 加藤克明君、再質問ありますか。許します。
- 15番（加藤克明君） 冒頭に労働環境ということで健康問題でございますけれども、私は平成5年から議員をやっておりますけれども、病気で亡くなった現役職員が相当いると思っております。わかりましたら、その実態等もお伺いしたいと思います。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（松崎 守君） 職員の死亡と申しますか、平成5年からということでしたが、私が知る範囲の中では、これまでの間で10人ぐらいでしょうかね、現職でお亡くなりになってございます。年代的には40歳、50歳代ということで、昨年も50代の職員が亡くなっていたんですが、平成4年から昨年まで11人の職員が亡くなってございます。いずれも男子の職員ということで、40歳から50歳代というようなことで大変残念なことでございます。ただ、昨年が一番新しかったんですが、その前は毎年のように亡くなっているというような時代もございました。10年間で七、八人、多いときですと亡くなったというような実態がございました。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（加藤克明君） これからという四、五十代の方、非常に病気にもなりやすい年齢だと思えますけれども、ストレスという大変ですけども、どうですかね、やっぱりストレスがそういうふうに蓄積されたというか、ニーズが非常に多くなってきておりますので、その辺もなのかなと思えますけれども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課。

○総務課長（松崎 守君） その事例なんです、いわゆる現代の三大成人病と申しますか、高血圧、あと悪性腫瘍というんですか、いわゆるがん、それから心臓病というような病気、いわゆるストレス性が要因となるような病気で大方の職員は亡くなっているというのが実態でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（加藤克明君） なかなか健康管理というとあれですけども、対策等というところちょっと難しいところがあると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課。

○総務課長（松崎 守君） 対策ということですが、ストレスをためないというのは言葉では簡単なんです、これはなかなか病気との因果関係も難しいですので、一番の究極のあれはやっぱり早期発見・早期治療というようなことで、この道しか以外にはないのではないかと申します。職員の健康管理、職員の健康診断をさらに強めてまいらなくてはならないなというふうには思っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（加藤克明君） 今、メンタル面で病気休暇というふうな実態はいかがでしょう。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○総務課長（松崎 守君） 現在、病気休暇ということで、メンタル面では2人の職員が休養中

ということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○15番（加藤克明君） 先ほども言いましたけれども、町民ニーズというか、そういう非常にハードな多岐にわたった課題が非常に多いわけです。今後も、自然災害等も最近また余震が続いておりますけれども、そういう面では非常に緊張した職務遂行かなと思っております。

それでは1点目ですけれども、現在、人事評価制度によって、勤務評定の結果によって勤勉手当とか反映させていくということでございますけれども、職員のやっぱりモチベーションですか、そういうアクションに対しての心理的なものですが、これを給料に反映する時期はいつごろとお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課。

○総務課長（松崎 守君） 人事評価ということで、その最終的な目標は、給料までに反映させるということと、あと昇給昇格というようなことになるわけでございますので、これらについては平成25年をめどに行いたいなというふうには考えてございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（加藤克明君） 素朴ですが、勤務評価・評定は誰がどんな形でやられるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課。

○総務課長（松崎 守君） 現在やっております勤務評価は、まず本人からの申告に基づきまして、いわゆる直属の班長といいますかね、下の職員であればまず班長、そして最終的には課長が第2次評価ということで課長が評価者になります。あと、それ以外の班長クラスですとかあと……、そのクラスですと、第1次評価者は課長、そして第2次評価、最終ということで副町長の評価になります。課長等につきましては、まず第1次が副町長、そして最終が町長というような評価の内容になっています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○15番（加藤克明君） 平成25年からということで反映するというふうなことでございますけれども、早急に取り組んでいただきたいと思います。

2点目の研修の件ですけれども、3カ年で9件、40人ということで、少ないか多いかはちょっと私の判断ではできませんけれども、我々も視察ということで隔年行っております。先進地を視察も必要でしょうけれども、やっぱり自分の町の規模に合った、そしてその課題が似ているというふうな、そういう視察研修も、私は個人的にはそう思うわけです。余りいいところと

いか、先進というのは難しいんですね。だから逆に、私は冗談でもないんですけども、視察のときに夕張市に行きたいと。やっぱりそういうふうにして事業展開して、結局こういうことはこうこうなってしまったと、そういうことも必要でないかなということでも夕張市を個人的に考えて、そういう視察もございました。

やっぱり研修ということは、先だけじゃなくて現状ということも踏まえてですね、やっぱりそういうことも必要でないかなと思うんです。そういう研修を私は希望もしたいし、そういう考え方はどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 総務課。

○総務課長（松崎 守君） 視察と研修ということでございますので、もちろん先進の事例的なものを見るというようなことも大いに参考になりますし、あと、いわゆる失敗事例といいますが、成功はしなかったけれども、どういう過程においてこうだったというような原因を分析する上でも、そういうような観察といいますか検証を行うというようなことも必要であろうというふうに思っています、本町がやっていますのは、本人方からの提案でこういうものを見てみたい、やってみたいというような提案型の研修を今優先的にやっているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○15番（加藤克明君） 提案型ということですので、そういう形の中で今後なるべく職員の方の研修を望みたいと思います。

3点目の件ですけれども、東日本大震災後、また余震が続くということで、マスコミ、また報道関係、テレビにスイッチを入れますとほとんど地震、津波、または土砂災害ですね。そういうこともこの議会でもいろいろと提案されて質問されておりますけれども、特に南海トラフ、首都直下地震、巨大地震と、前までは想定外を新想定というふうに改めたわけでございます。そういうことがですね、もうつかみどころがないということがそうなのかなと思うわけでございます。特に避難も、逃げろ、逃げる、率先避難という対応しかできないみたいなことでよく報道されておりますけれども、逆に言うと、自治体の職員の方、また携わっている方が非常に困惑というか大変な状況、また心労があるのかなと思います。そういう観点から、これから予想つかない、やっぱりそういう職務職責の中で遂行するということに関しましては、反面これからの職員数の問題も出てくるわけだと思います。東日本大震災時の対応や新規事業も控えている状況から、現在の人数が限界であると私は思っております。

私もここに各担当課の人数関係、職員の数を見ましても、大変でしょうねと。ただ大変じゃ

なくて、余りにも課題が多岐にわたっているということから、そういうことが逆に受け入れなくてならない、でもそれをしなくてならないと、やっぱりそういうことが非常に職務職責の中には多過ぎるんじゃないかなと思います。

今後職員の大量退職ということで、私もそう思うんですけども、やっぱりこれまでの経験とかノウハウを絶やすことなく次世代の職員に伝えていくことが重要であり、現在の職員の年齢構成はどうなっているか、また、これまでの職員の経験やノウハウを次の世代の職員につないでいく方法はどう考えているか。

1つ目ですけれども、ここ二、三年で職員が定年退職となるその実態をお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁、総務課。

○総務課長（松崎 守君） 職員の定年退職ということでございまして、ここ数年ということなんですが、いわゆる来年、今平成24年ですね、24年度、25年の3月で60歳定年を迎えるという方については10名ございます。来年、25年3月ですね。26年3月、12名です。27年3月、15人。28年3月、12人。ここ4年で、49、50名、2割弱の職員が定年退職を迎えるということになります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○15番（加藤克明君） ここ4年で2割の方々が退職される。その中に新規採用ということは余り聞かれないんですけども、この実態が確認できるということであれば、当然対策も必要だし当たり前の考え方が必要でないかと。町長、いかがなものでしょうか。

これから4年、2割の職員さんが退職されていくと。その中で、町長もご存じだと思いますけれども、今ここで職員減ということと同じですね。新規採用が余りございませんから。そういう実態を踏まえた場合、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 実は定員適正化計画は平成25年度までなんです。これは議会とお約束をして進めてまいりました。一部町民も公務員が多いと、そういう発言をいまだになさる方もいらっしゃいます。要するに情報が正しく伝わっていないということなんです。ですから、議会の方々の総意と、それから町民も、もう職員が限界なんだということであれば、定員適正化計画、25年度の来年を待たずに私も今の事業で限界ではないかなというふうに思っております。

実は不二トッコン跡地という取得ですね。今から追加で提案しますけれども、一応4億

5,000万円以下で取得して、防災公園をつくるという新しい事業だけではなくて総合体育館もつくると。これは新しい事業が出てきました。それから、子ども総合センターの建てかえというのも出てきますし、介護ボランティア制度と。これは有賀議員でしたかね、指摘があります。それにも今取り組んでいると。それに加えて放射能の除染もやっております。ですから、これまでにない事業を今職員が目いっぱいやっていただいております。ですから私としては、議会の総意、それから町民の皆さんに、もう職員は限界で頑張っていると、そういう評価をいただいて、私としてはもうこれ以上定数を削減させないというふうに持っていきたいというふうに思っております。

実はおかげさまで、幼児型児童館、廃止をさせていただきまして、児童館に移ります。その分、一部保育士さん方が保育所のほうに戻れるというようなこともございます。または、水道事業所の一部民間委託ということも考えております。ですから、ここがもう職員に関する定数削減は限界だというふうに思っております。ですから議会の皆さんにも、定員適正化計画、平成25年度まで削減するというようにしておりますが、ぜひ加藤議員の一般質問に答える形で、議会のほうでももう削減しなくてもいいというふうな総意をいただければ大変ありがたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（加藤克明君） よく一般質問で、サービスの停滞とかそういうことが非常に、ニーズに対応とかというふうに出てくるんですけども、そんなにそんなに簡単ではないと思うんです。自分も、自分ごとですけれども、家族を振り返ったときに、家族全員の話を聞いてじゃあやりましょうといってもやれっこないし、足りないものは足りないし、要らないものは要らないというんじゃないで、そこで抑えなくてはならないということが必要かと私は個人的には思っております。きのう高橋たい子議員もお話ししております。「しっぺ返し」とか「たが外れた」とか「とかきかけられる」とか、やっぱりそういう昔の方々の言葉一つ一つに、「我慢なさい」ということで私は個人的には家族の者にはお話しします。それとこれは別にしましても、余りにも事業とかその他が多くなったということをお願いしたいというところでございます。

総務課長、今町長から話ありましたけれども、やっぱりそういう中で総務課長としてそういうこともお考えあると思いますので、総務課長としての話を、今対応とかそういうお話ありましたけれども、事務の停滞とか町民へのサービスの影響ということで再度総務課長からお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（松崎 守君） その関係につきましては、先ほど町長がお答えした内容と同じような考えでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○15番（加藤克明君） 4点目でございますけれども、人事評価を適正に給料に反映するためにも、先ほども言いましたけれども、職員の給与の改定が必要であり早急に取り組むべきだと考え伺います。

1つ目ですけれども、平成18年から19年の財政再建として2カ年間5%のカットがあったということに対しまして、削減額は幾らぐらいだったのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課。

○総務課長（松崎 守君） 職員の人件費関係で、職員の人件費総額が年間20億円と言われております。その5%ということで1億円、1年間で1億円の削減費用となります。ですから、2年間実施しましたので、2億円の費用の削減があったということになります。それは給料5%カットによる削減効果。そのほかに、それらに伴いまして、職員が定年前にいわゆる道を譲るということで勇退される職員が数多くございました。その職員も10名を超えていたと思いますので、それらの定年までいるという前提の費用からすれば、そういう方々の協力によりまして約3億円ですね……、済みません。定年前による職員退職に伴いまして2億2,000万円の効果という削減があったということになりますので、人件費だけでは約4億円ぐらいということになるんだと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（加藤克明君） 課長、今だから言えるということで、そのときの職員の反応はいかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○総務課長（松崎 守君） 職員の反応といいますか、私の生活の体験も踏まえてで言えば、最初は、町民の方にそういう痛みを強いるのであれば当然我々職員から実践しなくてはならない、協力しなければならないなという考えはもちろんございました。大方の職員は持っていたと思います。それが1年目過ぎました。1年過ぎますと、我々ですと年間で約100万円の減額がございました。さすが2年目になりますと、200万円の年収が減ったことになりまして生活の実態というのは大変なことがありました。

特に年代的には40歳代、50歳、いわゆる子供さんを教育にかけている職員ないしは住宅のローンの返済に充てていたと、そういうような職員はもっともっと大変であったのではないかな

というふうには思っています。そのいい実態としては、お昼休み、12時になりますと、前は外食に一齐にドーンと職員が大挙して出た時代があったんですね。そのことがあったせいもあるんでしょうが、今となってはお昼になっても外食に出ていく職員というのは余り見かけなくなったというのは実感としてあります。生活の実態はそのようなことがあったなというふうに思っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○15番（加藤克明君） 身を削られて町民への安心安全という気持ちでご理解していると思えますけれども、大変そういう状況でございました。

次ですけれども、近隣とのラスパイレスの推移状況をお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○総務課長（松崎 守君） ラスパイレスということでございまして、国家公務員の給料を100とした場合の指数ということで、平成23年4月1日の数字で申し上げますと本町は94.9となっております。ちなみに大河原町も94.9。仙南7町の町の中では、七ヶ宿町が97.1、蔵王町が95.5、柴田町、大河原町が94.9、川崎町が93.3、村田町が92、丸森町が91.9。本町については中位クラスということになりまして、ここ数年的な推移もこのような傾向で推移しているということです。先ほどの職員給料カットの5%やっていた時期は、本町においては88.9、約89ということですね。現在95、その当時は89という数字がございました。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○15番（加藤克明君） 何%というのは100を基準としたその100が幾らかということも考えられるんですけれども、今後そういうことから、その実態等今わかりましたけれども、先ほど町長の答弁にもありました給与体系の6から7号にの答弁では、いろいろと白石市、角田市を市政の中から考えていくということと、あと、やっぱりこの柴田町、約4万人近い人口規模の中の等級だけじゃなくて、それでいいのかということも考えられるわけでございます。市政並みのいろんな規模から見た場合、そういうものも同様に考えられるのかなと思いますし、また町長は町内の企業さんからのいろいろ情報等も聞きながらというふうなことですけれども、それは基本的なベースには私は余りならないのかなと思います。その件について、6～7級はどのような考え方、再度お伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課。

○総務課長（松崎 守君） 給料の6級、7級の関係ですか。現在の行政職の給料表ということで、本町においては6級を採用しているわけでございます。国家公務員は13級までありまし

て、その中から本町は1級から6級までを採用して給料を適用してございます。

これらにおきましても、いわゆるその等級において頭打ちといいますか、もうその級、号俸がなくてそこから昇給しないという職員が多く発生してございますので、それらとか、あと職務をカバーする級ということで6級以上がないものですから、そういうことを改善するためにもいわゆる早急に7級制の導入が必要ではないかなというふうには思っているところです。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○15番（加藤克明君） 先ほど問題点はどうかと私は聞こうかと思ったんですけども、自分から答弁言ってみたいなものであれなんですけれども。町長、先ほどの答弁もありましたけれども、やっぱり先ほど言いました規模というに変ですけれども、やっぱりそれなりの処遇、待遇ということは、私がお聞きしたいのは町長からお聞きしたいと思います。実態を含めてですね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 柴田町がこうして最近は大規模事業がめじろ押しということができたのも、実は平成19年度と平成20年度に職員の5%の給料カット、役職加算の停止、本人たちには大変申しわけなかったんですが、この改革をみんなで痛みを分かち合った、職員も一生懸命頑張った、ここが柴田町が今元気になっている源だと。ここで多くの資金をためさせていただいて、それを今大規模事業に使っていると。ですから、今、学校が順調に大規模改修、新築。到底考えられなかったんですね。平成21年度から船中の大規模改修、それから平成22年度は体育館の新設。現在、槻木中学校の新築13億円。二本杉町営住宅もことしやっております。船迫小学校の大規模改修もやって。これは全て町民の痛みを伴った行革に対するご理解と職員の力によるものだというふうに思っております。

おかげさまである程度ですね、財政的にもう危機が及ぶと、いろんな大規模事業の借金をしても、毎年借金が減っていきますので財政危機はもうありませんので、私としては頑張った職員が同じ6級でいるというのはいかななものかというふうに思っております。やっぱり役職加算、課長という責任のある仕事につくには、7級制、白石市と角田市がやっておりますので、それに合わせてやっても、それだけ責任が重くなってきているというふうに考えておりますので、できれば議会の皆さんにご理解をいただいて6級で。本町の課長さんと出先を比較するわけではないんですが、議会に来て答弁をする、町長のもとにいて町長からいろんな資料持ってきてと指示を受けている、そうしたことを考えると、やっぱり7級制を設けて頑張った課長さんは7級に移行させると、そういう制度は来年度から必要ではないかなと。ただ、これは行革

の絡みもごさいます。要するに給料がふえるわけですね。そういうこともありますので、ぜひ議会の皆さんにもご理解をいただいて、来年度あたり7級制度に移行させていただければなと。あとは具体的に提案をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。

○15番（加藤克明君） 最後でありますけれども、職員の方々、目の先に明るい兆しがございしますので整々と職務遂行に頑張ってくださいと思います。

以上で終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて15番加藤克明君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

再開は11時25分です。

午前11時10分 休 憩

午前11時25分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

9番水戸義裕君、直ちに質問席において質問してください。

〔9番 水戸義裕君 登壇〕

○9番（水戸義裕君） 9番水戸義裕です。大綱2点質問いたします。

1つ目、**家庭をつくる手伝い**を。

生涯未婚率とは、50歳時点で一度も結婚したことがない人の割合のことです。この率が年々上昇を続けており、2010年に男性で20.1%、女性で10.6%に達し、男性の5人に1人、女性の10人に1人が結婚しない社会となってきたようであり、2030年の時点で、生涯未婚率は男性で3割、女性で2割を超えると予測されているようです。

生涯未婚率の上昇は、日本における皆婚習慣の崩壊が近づいていることを示しているのだらうと思います。

宮城県の生涯未婚率は、2010年で男性14.82%、女性6.26%と、2005年から1%程度増加しています。

結婚相談については、行政の取り組みとして実施しているところとこれからするという検討中のところがあるようです。全国では、少子化対策の一環として行政が結婚推進に積極的に取り組んでいる事例が、わずかですが多くなってきているようでもあります。

少子高齢化、出生率の低下、晩婚化、さらに未婚者が増加していることも事実であり、まことに将来が危惧される場所でもあります。この問題は、基本的には個人の問題ですが、行政がかかわることではないということでは済む話ではないのではないのでしょうか。この問題は、考え方によって差があると思いますが、緊急、かつ本町だけでなくさらにはこの国の将来を左右すると言っても過言ではなく、社会的な問題であると考えます。

こうなった背景には、結婚の形がお見合いから恋愛に変わったことや、正社員ではなく派遣社員など労働環境の変化で収入が安定しない人がふえているという時代背景も原因の一つでしょう。さらには、昔のように男は仕事、女は家庭という価値観が成り立たなくなったこともあるとする声もあるようです。

少子化対策の一環として結婚相談を行政の仕事と捉え取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。以前、本町の農業委員会でも、農家の後継者問題解決のための一環として実施した経緯があったと記憶しています。行政の守備範囲の業務であるかどうか難しいとは思いますが、結婚の推進・相談についてお聞きします。

- 1) このことについて、どのような認識を持っているか。
- 2) 重要なことであり、今後の課題として取り組む考えはあるか。

大綱2点目、「人・農地プラン」は、農業を良くするのか。

平成22年現在で、本町の水田経営耕地面積は約730ヘクタール。米づくりがこの地域の過半数を占め、地域の農業の中心となっています。しかし、経営規模1.5ヘクタール未満の農家が71%を占めているのが実態です。

これまでも、担い手の育成、農地の集積や集落営農組織の育成など、地域の水田農業確立に向けて、町も農協と連携して、農業団体と連携して努力をしてきましたが、農家や地域の事情によって成果が上がっていないように思うところもあります。一般的に、1次産業が豊かであれば周辺地域の経済が潤うということで、昔は田植えが終わるとさなぶりのツアーということで旅館もその対応をやっていたようですね。本町にとっても基幹産業として位置づけています。

そこで質問します。

- 1) 本町の農家の後継者の状況、農地集積の状況など農業経営体の現状はどのようになっているのか。
- 2) 平成24年度から農林水産省が、各地域の人と農地の問題の解決に向けた施策と地域農業を持続可能な力強い農業を実現するためなどの政策として実施する「人・農地プラン（地域農

業マスタープラン) 」についてお聞きします。

これは、集落やその地域での話し合い、「人・農地プラン」が作成されると、青年就農給付金や農地集積協力金などのメリットがあるという制度のことです。

このプランを作成し実現させるには、かなり大変であると思われます。今までのような兼業の小規模で米づくりを続けることはできなくなっていくと思います。水田農業を守るために必要であるとは思いますが、町としてこの「人・農地プラン」をどのように捉え、どのように進めていく考えなのかお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 水戸義裕議員、大綱2点ございました。

まず1点目、家庭をつくる手伝いをということでございます。2点ございます。

今後さらに生涯未婚率、晩婚化が上昇していくことが予想され、これは現在我が国が抱えている少子化問題の要因の一つであるとの指摘もなされており、地域社会の形成に好ましくない影響を及ぼすものと認識しております。このような事態が生じている背景には、情報化社会の進展等により、いわゆる結婚適齢期の男女が直接顔を合わせる出会いの場が減少していることや、結婚の必要性を感じない、自由や気楽さを失いたくないなどといった結婚への価値観の変化、そして昨今の雇用情勢の厳しさなどによる生活の不安定も指摘されているところです。

ご質問の結婚相談等の婚活支援事業の必要性については認識しておりますが、専門的知識を持ってアドバイスやサポートできるテクニックを持った職員の育成をしておりませんし、個人の価値観への行政の介入、民間事業者への配慮、施策として効果がはかりづらいなどの理由から、行政がどこまで介入すべきなのか、どこまで責任ある対応ができるのかなど難しい問題であり、結婚相談については民間事業者の取り組みに期待したいと考えております。

町としてできることは、生涯学習事業を通じての出会いの場をつくることであると考えております。船岡生涯学習センターにおいて、成人教育の一環として30代から40歳代の独身者を対象に、出会いや交流、親睦を含めた「出会い・ふれ愛教室」を開催してきました。平成23年度は、募集人員20人に対して女性4人、男性5人の参加をいただき、車椅子などを使った疑似体験、自然と触れ合う芋煮会やボーリングなど、さまざまな事業を盛り込みながら日曜ごとに7回実施しました。しかし、残念ではありますが、平成24年度は参加申し込みがない状況であったことから、今年度は中止いたしました。まずは独身男女の出会いの場を提供することが重要との考えでおりますので、今後も引き続き事業を企画してまいります。

大綱2点目、「人・農地プラン」の関係でございます。2点でございます。

認定農業者は40人で、平均年齢は58歳です。親子で農業経営をやり、農業後継者と言えるのは5人です。新規就農者として3人ほど可能性がありますが、まだ親も後継者も迷っているという段階です。認定農業者等の担い手や生産組織への農地集積については、ほとんど水田になりますが、約197ヘクタールで集積率は約23%になります。農業経営体としては、認定農業者40人、生産組織14組合と位置づけています。

2点目、今年度から国が進めている「人・農地プラン」は、人と農地の問題を解決するための将来の設計図です。集落単位に農業者の話し合いで、今後の中心となる経営体、いわゆる担い手は誰か、経営体へどうやって農地を集積するか、経営体と兼業農家を含めて集落の農業のあり方などをまとめた地域農業マスタープランを作成します。プランを作成する農地の出し手に助成する農地集積協力金、認定農業者向けスーパーL資金の5年間無利子融資、青年就農給付金などの制度を活用することができます。

少子高齢化や担い手の高齢化により農村集落の共同作業等が困難になり、水田等の農地を担う人が少なくなっています。集落営農組織の立ち上げが町の大きな課題であり、プランは国の押しつけではなく、農家以外の人も含め地域が一つになるきっかけと捉え、12集落で今年度から取り組んでいる農地・水保全管理支払交付金事業の活動と並行して、寄り合いが多くなり、集落ぐるみで集落の農業を考えていただく機会になることを期待しているところでございます。

町では、「人・農地プラン」を推進するために、柴田町農業振興会を推進チームとして位置づけ、集落の枠組みや集落の経営体をどうするかなどについて7月から協議を重ねてきました。7月末には東北農政局と振興会で研修会と意見交換会を実施し、県内で取り組みが進んでいる市町ということで8月24日には農林水産省の担当者が来町し、認定農業者代表、振興会で意見交換を行っています。

今後の推進であります。振興会で10月までに12集落ごとに経営体や土地利用集積などの素案をまとめ、11月から地域推進チームとして職員を配置し地区説明会を開催します。今後の農業経営や農地の利用意向調査を行い、集落の話し合いを重ねながら2月末ごろまでに集落単位の第1次地域農業マスタープランをまとめ、3月には県に申請したいと考えております。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 水戸義裕君、再質問ありますか。許します。

○9番（水戸義裕君） 答弁が速くて、なかなかまとめるに大変でございます。

ということで、結婚、確かに行政がやることなのかということになるだろうというのは予測した答弁ということではあるんですが、ただ、やはり1つには、少子化対策ということでは結構やっている自治体がこのごろふえてきている。この仙南でも実際あります。少子化対策としてでは何があるのかということで、まずこれについてお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えしたいと思います。

いろいろと統計とか、あと男女共同参画プランの中でアンケート調査等をいろいろと集計した結果を見せていただきました。その中においてやはり、昔で言うと親の同居とか、あと生活的に正社員じゃないということで所得の確保が難しいというところが今問題として出ているというようなことを認識しておりました。ただ、これについては町の行政だけでできる仕事ではないと、範囲ではないというようなことがありますので、これはやはり社会全体というような大きなスキームの中での対策しかないのではないだろうかというようなことで今認識はしております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 確かに性格的にはもうかなりプライベートなことであり、プライバシーという、非常に個人情報保護法に引っかかるというか、そちらにも絡んでくるということで難しい問題ではあります。

ただ、やはりこれを民間にお任せということは、それはそれで確かにそれも1つというか、今までそういうことでしたからそれはいいんですけども、かつてこのことで質問ということでちょっと調べてみましたけれども、全国の議会はともかく宮城県の議会ですら、県議会でも実は角田とこの柴田選挙区から出ている議員さんが県議会でも質問をしています。やはりそういったことで、少子化ということの対策、要するに少子化をとめるということの意識では、やはり考え方を持っている人はいるんだなということで実は心強く思った次第でして、実はこの7月でしたか、会派でこのことについて視察してきました。

伊達政宗のゆかりのある宇和島市なんですが、ここでは広域でこの事業をやっていました。それを視察に行ってきたして、非常にやり方の問題だなというふうに1つは感じてきたんですが、当然私がここで今言っていることは本町だけでやるということは無理だと思います。というのは、例えばどこそこの娘さんとか息子さんとかという話になると、「ああ、あそこの」とか「ここの」とかということでわかるということではなかなか難しいということで、その視察先でも、やはり広域事務組合というか、隣の町とかなんとかということでやっていたんです

ね。帰ってきていろいろ調べてみたら、この仙南でも丸森町とか亶理町でも「めぐり逢い開設のお知らせ」といったことでホームページに載っていました。実質やっているところがあります。ですから、宇和島市のことも紹介することなんですが、まず近隣市町でもこういったことをやっている。ただ、町独自でかという、宮城青年交流推進センターとって青年会館の中にあるところですが、ここの合作というか協力体制でやっているということなので、こういうことをしながら本町でもできるんじゃないかというふうに単純な話ですけれども考えたんですが、どうでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 私のほうも、県の事業というところでやはり交流センターを中心にやっているというような情報を入手しておりました。ただし、やはり県の情報発信というようなところで、町としてはやはりその辺、かかわりをというか情報を出しておりませんでしたので、今後はこの辺の連携も踏まえて情報発信をきちんとしていきたいというようなことと、先ほどの生涯学習事業の中におけるその辺の連携も踏まえたところで、今後やはり対策を展開していくべきだろうというふうには考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） やはりこういうことをやっていますというよりも、やりますと。今の町長の答弁でも、過去にというか去年なんですかね、やったけれども、ことは誰もいなくてやめましたという答弁がありましたけれども、近隣ではこういうのを載せていると。広報に載せているのかなということです。蔵王町なんですが、「素敵な出会いのお手伝い」ということで広報に載せていると。ここもやはり県のほうとも関係してやっているようですね。

ですから、そういった近隣の市町でやっているということと、宇和島市のように広域でやるといったことを考えてみてほしいなというふうに思いますが、どのように考えるかお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 仙南の中でやはり今回、実は宮城県の大河原の振興事務所のほうから、広域圏の課題ですね、テーマ的にどういう課題を持っているかというような会議を企画担当課長のレベルにおいて実施したいというような問いかけがなされております。11月なんですが、その会議の席上においてやはりこういうような問題もテーマ的に出せるかなというふうには考えておりました。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） まず、考えたということだったら、それから形にということで行動にしていたきたいなというふうに思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それで、宇和島市のやり方の1つなんです、ここに今資料を持ってきましたけれども、まずPRすることが大事なんですね、こういうことをやっていますと。そういうことが、もちろん町のホームページから広報紙からやっているし、こういうチラシ、宇和島市ではフリーペーパーというんですか、いろんな機関紙みたいなを出しているところがあって、そこにこういうふうに今度何月何日にやります、募集人員は何ぼですということをやっているということなんですね。これが愛媛新聞にも掲載されたということが1つのきっかけになって、かなり来ていると。

ただ、これは誰も彼も来るとのことじゃなくて、まずは登録してもらってということからですね、25歳からでしたか、登録をしてもらって年に五、六回のパーティーをやると。その内容については、男性じゃなくて女性の職員がその内容を考えてやっていると。聞いてみると、やはり女性のきめ細やかさとか、ああ行ってみたいなというふうに思うようなことをやっぱり考えているんですね。そういった意味で、何組あったんですかね、成婚カップルも出ているということでしたので、資料を提供してもいいと思いますのでひとつ考えていただいて、指をくわえて眺めていても少子化にストップはかかりませんので、ひとつよろしくその辺お願ひしたいと思います。ぜひ広域のほうでやれるようなことも目標にしてやってほしいというふうに思います。

それでは、2問目に移りたいと思います。

○町長（滝口 茂君） 水戸さん、大変申しわけない……。

○9番（水戸義裕君） まず今の答弁いただきます。

○議長（我妻弘国君） そうじゃなくて、2問目に入られるんですしたら、ここで休憩したいと思うんですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

○9番（水戸義裕君） わかりました。

○議長（我妻弘国君） それでは、ただいまから休憩いたします。

再開は13時です。

午前 11時47分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き水戸義裕君の一般質問を続けます。

再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 「人・農地プラン」、この内容ですけれども、高齢化や担い手不足が心配されるということで、5年後、10年後の農村、農業をどうするか、それを集落で話し合っというふうなプランということで、これは町のほうでは当然ご存じなはずなんですが、これを進めるということは、さっきの町長の答弁だと来年やるんですかね。この予定をもう少し教えてください。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 町長が答弁でも申し上げましたように、今年度から国のほうで全国的にこの「人・農地プラン」に取り組むという制度ができたわけですけれども、町では7月に各農業関係機関であります農業振興会で集落の枠組みなり経営体をどうするかということで話し合いを進めております。今現在、各集落単位に、12集落単位に進めようとしているわけですけれども、その12集落の農家の耕作状況なり等を今農政情報システムでいろんなデータを収集しているところございまして、11月から各集落に説明会に入りまして、2月ころまでアンケート調査なり、それから話し合いを重ねながら、3月にはまとめまして、第1次マスタープランという位置づけをしまして県のほうに提出したいというふうに思っております。

国が求めていますのは、経営体なり、それから将来どのように集落の土地を集積するかということまで求めているわけですけれども、短期間で各集落の将来の農地集積まで持つていくのはちょっと無理だろうということで、柴田町としては第1次プランということで経営体なり新規就農者の位置づけだけを3月ころまで取りまとめたいと。第2次として、その後、土地の集積等について各集落で取り組んでいただきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） やっぱり一番は、集積に協力すると交付金がありますよね。これはこれだけでまとまるかというふうにも確かに思うんですよね。この政策に入る前にというか、前は品目横断的ということで、これをやる人にだけこういうふうな手を打って補助しますと。戸別所得補償になってから、今度誰でもいいですからやったらこれに補助を出しますというふうには、いわゆる昔からやっている「猫の目農政」ということでころころ変わってきているということでは、なかなかこれは農家としてもついていくのは大変だろうというふうに思うんですけれども、この辺の感覚としてどういうふうに感じますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 先月の24日に農水省のほうで町のほうに来まして、この「人・農地プラン」の担当者といろいろ認定農業者、それから農業振興会ということでお話し合いをさせていただきました。その中で特にお話しになったのは、今議員さんおっしゃったように、今回の土地を貸せば離農給付金のようなある一定の金額が出るというような制度が20年前からあったということで、20年前あった制度でもなかなか農地の集積は進まなかったという現実があります。町としまして、単に国のほうからお金をもらえるから集積をやるというようなことでは、簡単には各集落の土地集積は進まないだろうというふうに考えております。ですから、国が進める、効率よく経済性が上がる農業の確立ということを国がうたっているわけですが、各集落の農業を考えた場合、効率性、経済性だけでは、実際にはプランをつくっても各集落の農地を守るような政策にはつながらないだろうというふうに考えております。

ただし、国が示しております各種の交付金をいただくためにはプランをつくらなくちゃいけないということなので、オールジャパンでなくても、北海道から沖縄まで同じ政策ではなくて、柴田町であれば柴田町に合ったプランづくりを柔軟的に進められるようなということで国のほうには要望しております。国のほうも各市町から意見を聞き取りしまして、大分今までと違った柔軟性を持ったプランづくりをしてもいいというような回答を得ていますので、柴田町らしいプランをつくれればなというふうに思っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） わかりました。

さっき12集落ということですが、このプランでいくと、一集落というか、いわゆる土地集積では20から30ヘクタール。これなんです、この土地集積は1集落に1つというか、いわゆる経営中心体という今回出てきている言葉で、これに12集落、つまり12、この20から30ヘクタール寄せられるということは可能なんですかね、この柴田町で。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 12集落ということで船岡から船迫まで考えているんですけども、例えば船岡地区であれば、もう既に船岡の水田を担う経営体というんですか、そういう方はおりません。12集落のうち3集落ほど残念ながら田んぼをお願いしてもつくってくれる方がいないということなので、集落を超えた形で経営体を決定せざるを得ないというふうに考えております。

国は20ヘクタールから30ヘクタールということで、そういう経営体を育成しようと考えているんですけども、柴田町の場合、基盤整備が進んでいないということで、現在、認定農家あ

るいは生産組織で水田を請け負っている方ですね、その方たちは10ヘクタールから20ヘクタールという範囲でございます。基盤整備が進んでおりませんので、個人の認定農家なり生産組織で20ヘクタール以上担うのは無理だろうというふうに思っております。20ヘクタール以上ですと、柴田町の場合、200枚田んぼをやらなくちゃいけないということなので、特に条件が悪いところは今借り手側が返還しているという状況がありますので、国が進める20ヘクタールから30ヘクタールの経営体をつくるのは今現在では相当困難だろうというふうに思っています。将来的には、やはり時間はかかるだろうと思うんですけれども、50アール、1ヘクタールクラスの基盤整備をやらなければ多分難しいんじゃないかというふうに思っています。

そういう意味では、個人経営、それからミニライスセンターを経営体と考えているんですけれども、町長が答弁で申しましたように、最終的には各集落に1つか2つの任意の集落営農組合ですか、その集落営農組合をいかに今後5年程度で立ち上げていくかというのが大きな課題だということでは、各農業関係機関あるいは認定農業者も含めまして一致している意見でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） やはり8割ほど集めるという形というふうにもなっているんで、そうなるといわゆる土地集積で0.5ヘクタール、つまり5反歩、50アール。50アールで30万円ということは10アールで6万円ぐらいですね。これ、普通の今の賃借、1反歩、10アール当たり全国的にも大体1万円から1万1,000円ぐらいだということになると、5年分ぐらいの協力金がもらえる、50アールで。そういうふうな形の協力金という形になるんですが、この協力金をもらって要は小さい農家の方がいわゆる中心経営体と言われるところに土地を出すと。今度、出した人たちの生活ということではどういうふうになるかというのが当然出てくると思うんですよ。勤めているからこの田んぼはもう全部出しても、貸してもいいよということであればいいんだけど、そうならない農家がそれをやらないということもできることかなというふうには思うんですけれども、この辺どうなんでしょうか。例えば協力金というのをもらわなくてもいいから、自分でつくるから、これはやらないよということでもこれは可能なんですよ。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 国のほうは20ヘクタールから30ヘクタールの経営体を多く育成していくという狙いなんですけれども、必ずしも、経営体ですね、大きな専業農家なり担い手農家だけで農業をやれるという状況ではないと思います。やはり今現在も認定農業者40人いるわけなんですけれども、水稻につきましては1ヘクタール未満の兼業農家の力で柴田町の水田を担って

いるということも1つの大きな要因であります。

ですから、国が経営転換ということで、30万円、50万円、70万円、経営体のほうに貸し出しすれば協力金を差上げますよということをやっているわけですけども、必ずしも1ヘクタール未満の方が全部集落で、例えば水戸議員さんが下名生の経営体になりましたから、ほかの方は全て水戸さんのほうに集積するように協力してくださいということではございません。あくまでも兼業農家は兼業農家の主体性を持ってやる方は当然、その方もある意味では、大規模な経営体ではございませんけれども、ある意味その集落の経営体の1つという捉え方で結構だなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） これは国の仕組みでそういうふうになっているからそれ言ってもしょうがないといえば、じゃあ、そういうふうに自由度が高いとか自由度があるのであれば、この農地プランに参加しなくてもいいということであるんだったら、こんなプラン本当に要るのかというふうにも思うんですよね。さっき課長言ったように、5年後をめどに大体まとめるというふうなことなんですよね。そういうことでは、今3月とかという話も出ているんですけども、説明会と同時にあとは周知ですよ、各農家に周知。それから、こういうことがあるんですがどうですかといったアンケートとか、その周知の方法とアンケートをとるような予定があるかどうかということをお聞きしたい。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 周知につきましては、ことしの2月のですかね、転作の集落座談会の際に、農水省から来ました「人・農地プラン」の考え方のパンフレットを一通り説明しております。説明会に入りましたら一番最初に、今議員さんおっしゃったように、各農家の将来、水田なり畑をどうするかということの意向調査ですね、これは全農家、集落単位に実施したいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） さっき言ったように、いわゆる小規模農家が土地の集積に協力しましたと。当然高齢化しているとはいいいながらも、作業能力もまだあるという状況の方が結構いると思うんですよね。実際今やっていることだし。ただ、そういうことになると、「じゃあ俺何やって食ってくべ」といったような人に、というふうになったといえるかなるような人に、所得補償するような仕組みをつくらなくちゃいけないのかなというふうにも思うんです。ただその30万円もらった、50万円もらただけで当然生活していけないだろうと思うので、そういうこと

をした人がもらったんだから、それで死ぬまで食えるわけではないんであって、そうなると、例えばその人に対して何か所得補償するような仕組みもつくってやらなくちゃいけないんじゃないかとちょっと考えたんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 国の考えているのは、今、米、水田だけ言いますと、20ヘクタールから30ヘクタール水稲をやらないと食べていけないという政策でございます。ですから、1ヘクタール以下の方、今トラクターなり田植機とかを持ってやっている方、兼業農家大分いるわけですが、1ヘクタール以下、未満の方であれば、当然機械を買って水稲を栽培しても経済的にはもちろん赤字でございます。ですから、その人たちを助けるというのは逆に、そういう制度は当然これからも出てこないとは思いますが、そういう意味では、先ほど言いました集落営農、集落の皆さんで話し合っ、て、機械を余りかけないで、じゃあ機械買わない分、草刈りとかそれからオペレーターとして働くような仕組みをやっぱりつくらなくちゃいけないかなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） やはり農地集積するということでは、さっき言ったように30・50・70万円という話ですが、これ白紙委任と、10年間は販売しませんと。そういうふうなことも、これは、宣誓書じゃないけれども、何かそういう契約書みたいなのがあってこういうことをやるということなんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 6年間の場合は借り手側に10アール2万円出まして、それから10年以上水田を貸すという場合には先ほど言った面積要件でお金が出るわけですが、これも新しい制度でございます、これまでは農地の貸し借りということで農業委員会を通して契約していたわけですが、この「人・農地プラン」につきましてはJAさんですね、農協さんが集積団滑化団体ということで、例えば5反歩持っていた方が、じゃあ今回、俺農業やめて誰かに貸すという場合には、JAさんのほうに私がもう農業をやめるのでJAさんのほうで土地をつくる方探してくださいということで、JAさんのほうではそれを受けまして、その方の土地を見まして、各集落の経営体ですか、貸す人のそばのところを耕作している方に土地を集めようという制度でございます。ですから、自分はおそこを知っているからと直接契約できないですね。あくまでもJAさんのほうに10年間貸すか売るかという形のお願いをするという形でございます。

問題なのは、今JAさんで問題になっているのは、例えば山間部の田んぼですね。農業をやるから誰かつくる人探して白紙委任した場合に、今のところ、条件の悪いところは恐らくJAさんも受け取らないんじゃないかというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） それで、白紙委任、10年間は販売いたしませんということなんですが、つい先日というか最近、いわゆる集落営農、これで社会的に問題になった貸し剥がしというのが出ましたよね。集落営農に20町歩なら20町歩、個人なら4町歩、4ヘクタール、どっち使ってもいい。その場合、途中であの貸した土地返してくださいといういわゆる貸し剥がしが出て、これが農家でかなり問題になって、できなくなるということがあったんですが、これ10年間こういうふうに白紙委任するとはいいながらも、貸し剥がしということがまた起きる可能性もあるんじゃないかというふうに思っているんですけれども、この辺どうなんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○農政課長（加藤嘉昭君） 今現在も各集落に認定農業者がいて、相当数の面積を請け負っている方がいるわけですが、当然、上川名から富沢に行っている方、あるいは入間田から上川名に来てつくっている方ということで、柴田町の場合、集落が入り組んでおります。そういう意味では、今回各集落の経営体になったからといって、例えば上川名に富沢の方が借りてやっている方を、「そいつおらほうの上川名の土地だから、今度おらほうさ集めるから解約してこっちによこせ」と、そういうことは当然しないということで考えております。JAに白紙委任すれば当然JAさんが責任を持ってやりますので、貸し剥がしのような事態にはならないというふうに考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） まずはそういうことのないように思います。

それで、この制度、農政課のほうからもらったこれを見ていたらいろいろかなりいいことが書いてあるし。ただ、この中でもこういうことはどうなのかなというのが、いわゆる新規就農給付金というのがありますよね。この150万円。最初は2年間とか、あと5年間と、うまくいけば7年間はもらえるんですかね。150万円。ただ、所得が年250万円超えるとこれがストップするという仕組みなんですが、そういう就農資金を交付して年間2万人を就農させたいというのがこのプランのもとにあるんですけれども、実際今はその応募が倍以上いて、何か国が補正予算を組まないとだめじゃないかというくらいいるらしいんですけれども、本町の場合で、新規就農がこの150万円年間もらうということもそうなんですけれども、予定候補者というか、

これ言った方がいるのか、それとも今後出る見込みはあるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 町長が答弁でお話ししましたように、今、柴田町で認定農業者の後継者ということで3名ほど考えられる方がおります。ただ、親も、それから後継者の方もまだちょっとははっきりしていないということで、今月から各家庭にお伺いしまして農地プランができるまでにははっきりさせまして、せつかくもらえる制度なので、何とか就農給付金をもらえるようにしたいというふうに思っています。ただ、現実的には、農家でない方の一般家庭の方々がこの150万円をもらえるので、新規就農するという方は現実的には柴田町はなかなか難しいだろうというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 今聞いていて、やはりそれはあるだろうと。やっぱり今、さっきの答弁もあったように、農家の指定というか親子で、つまり子供が新規就農といった形で、これは平成20年までさかのぼってやったから人数がふえたというふうなこともあるらしいんですけども、やはりその地域でももう存在が知られていると、親子であるから。そういうのがやっぱり一番いいのかなというふうに。確かに新規就農といっても、まるっきり非農家の方の子弟がやるというよりは、その地域の農家の子供が新規の就農というふうな形でやるのが一番いいんだと思うんです。ただ、45歳未満とかということで、そうすると親の人もまだ若いと思うので、当然経営移譲ということもしなくちゃ恐らくいけないだろうと思うんですけども、経営移譲するには今度、農業者年金をもらうというふうな年になっていない人が移譲したって、自分は農業者年金もらえませんか、現実には。そういうときにはやっぱりこの150万円だけでやっていくということでも可能なんではないかというふうに疑問に思ったんですが、どうなんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 新規就農に該当するには3つほどの要件があるんですけども、例えばお父さんが花栽培をやっていまして息子さんが同じうちで農業をやるという場合には、お父さんと違う経営をやるというのが1つです。それから、5年間お父さんと一緒に花栽培をやりまして、5年後にはお父さんから息子さんに経営を移譲すると。それからもう一つが、研修とかに行きまして全くお父さんと違う経営をやるという、3つの中から1つだけ該当すればよろしいという条件になっています。

今、柴田町で3人のうち2人の方は花卉農家なんですけれども、例えば今まで菊だけつくっ

ている方であれば息子さんはトルコギキョウを始めるとか、それから、5年後にはお父さんから経営を譲り受けて息子さんが経営するというような形でそのお二人は進めたいと今考えているところです。1人の方はちょっと、下名生地区なんですけれども、法人に雇用されればいいんですけれども、残念ながら下名生生産組織が法人になっていないということで、何とかそれも任意の組合でもいいかどうかこれから県なり国と協議しまして、何とかなるように今進めたいというふうに思っているところです。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 確かに新規就農給付金というのも今まではなかったんですね、こういう資金というのは、新しく農業をやりますといっても国がお金をくれるような仕組みというのは今までなかったので、これ、国も金を出してまでここまでやるということはかなり思い切っただけで頑張ったんだらうなというふうには思うんですが、この新規就農もさることながら、さっき言った20から30ヘクタール。これはどちらかというよりも、この前提というのはいわゆる土地利用型の、いわゆる水田農業が主体のプランなんですよ。労働集約型と言われる野菜とか花とかというのは、これには該当しないというふうになっているというふうに思っていますよ。この辺ちょっとお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 「人・農地プラン」ですから、柴田町の場合は大部分が水田になりますけれども、当然畑作、それから6次加工ということで、そういうものもプランとして各集落単位で、花卉なり鉢花ですか、それから6次加工とかということでプランを作成することになっておりますけれども、土地の集積が主になりますので、主には柴田町の場合は水田をどうするかというようなプランになるかと思えます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） それで、中心経営体というのは、例えば今話が出ました下名生の生産組織とか、あとはほかの地域でも何人かでグループをつくってやっている、こういう方たちがいわゆるこの農地プランの中で言われる中心経営体になるというふうに考えていいんですよ。というか、それでないとやりにくいというよりも進み方が遅くなるのかなというふうに思うので、この辺お聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 今、農業振興会のほうでいろいろ案を練っているわけですが、中心は認定農家と14ミニライスセンターですか、生産組織という位置づけで今進めている

ところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（水戸義裕君） ちょっと今話がいろいろ前後して申しわけないんですけども、農地・水プラン、さっきも出ましたけれども、これも5年前に始まって、今2回目ということで、今度全部で12集落ということになったんですが、そういった意味では、これもやるし農地プランもやるということでは農政課も大変なんじゃないかと思うんですけども、これはさっきの質問じゃないですけども職員の方が大変じゃないかと思うんですけども、これもやる、あれもやるということで。そういった意味で、ちょっと意味が違うんですけども、課としてはこれやっていけると。職員も張りつけてというさっき答弁もありましたけれども、可能なんですか、実際、課として。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 2年前から農政課、農業委員会では農村集落づくりプロジェクトということで各集落に2名職員を配置して、いろいろ集落づくりに取り組んでおります。農地・水も12集落立ち上がったということで、職員は2年ほど前から各集落に入っていて、逆に、農地・水支払交付金とあわせて事業をやれるということでは、夜の会議が多くなりますけれども、農政課、農業委員会以外のJAさんなり各農業機関からも応援をいただいてやるという方向で進んでおりますので、職員は大変だと思うんですけども十分に推進できるというふうに思っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） ちょっと時間もあれなんですけれども、これは仕組み的にはいわゆる集落で話し合ってくださいと、よくよく話し合ってください、それで、どこに土地を集めて誰がそれを経営するかということをお話し合ってくださいというふうになっていますよね。これに市町村で今度プランをつくるということになっていますよね。話し合いの結果を聞いて市町村がつくって、これに国とか市町村がオーケーを出さなければその次にも行かないというふうになるという仕組みなんです、これでいくと、いわゆる集落で話し合っていたことが市町村のレベルの、要はプランを立てて仕組みを県なり国に出すところの市町村が、この計画ではだめです、ここが不備ですとかここが何とかですというふうなことになった場合というのは、この地域での話し合いの結果がそのまますんなり、要は農家の農業を続けていく上ではそれが可能になるのかどうか。いわゆるだめですよと言われたときには、だから早い話、もう既に結果が決まっている中で話し合いをしながらそれを上に上げていくと。だけれども上にいったら、この

計画では国のプランにちょっと合わないところがあるのでこれはだめですよと、引き戻したいことになるということだってあるんじゃないかと思うんですが、この辺どうなんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 最終的には、柴田町の内部に「人・農地プラン」の検討会という組織を立ち上げまして、その検討会で承認を得ましたら、柴田町のプランということで県に、それから国ということで申請して承認というふうになります。

柴田町は、先ほど申しましたように、7月から農業関係機関と一緒にたたき台を策定しておりますので、その案をもって、あといろんな詰めは集落で話し合いながら進めるということですから、ある意味、検討会が先になって柴田町は集落はこうあるべきだろうという素案づくりをしておりますので、それをもって地元に入ってアンケートをとったり協議を重ねて再度検討会になるんですけれども、検討会のメンバーがほとんど農業振興会のメンバーということになりますので、恐らく各集落ででき上がったプランをそのまま検討会で承認を得て県のほうに申請ということで、県なり国のほうからは町が承認すれば承認するということですので、問題ないというふうに思っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） ということは、要は市町村がオーケーを出せば、その上、県とか国とかはオーケーになるということなんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○農政課長（加藤嘉昭君） はい、そうでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） そういった意味では、なかなか幅の広いプランなのかなというふうに。

このプランをやることによるメリットというのはやっぱり、いわゆる農家の方ですよ、中心経営体と言われる人もそうですけれども、あとは農家の方たちにとってメリットというのは、これはメリットですからやってくださいみたいなことが言えるようなメリットってどんなところだというふうに町としては考えているんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 一番のメリットは、国のほうはお金を出すから土地なり集めろとかそういうことなんですけれども、それはそれとして、それも1つの大きなメリットというふうには言えると思います。

一番大きいのはやはり、二十数年前から水田なり畑をやる人がいないというのは、農家自身

も大分高齢化になりまして皆わかっております。ことしの4月から取り組んでいる農地・水支払交付金と今回のような「人・農地プラン」に取り組むことによって、各集落で農業だけでなく農村集落のことを話す機会がふえるということで、効率性、経済性だけで考えては農業というのは守れないので、とにかく集まる機会がふえれば農業だけでなく農村集落の、先ほど水戸さんおっしゃった後継者の嫁さん不足とかそういう問題も含めて、どちらかという、金をもらえる制度よりは、自分たちの集落の農業なり農村集落をどうしていくかという話し合いの機会がふえるということが最大のメリットかなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 私自身もこのプランについてはよくわかりかねるというか、ちょっと理解しにくいところもあるんですが、そもそもいわゆるこの農地プランができたもとはTPPに向けた対策だろうというふうに言われているんですよ。いわゆる高いレベルの経済連携ということで、これはあくまでもTPPを意識した国の方針なんだろうと。それによって力強い農業ということで、そのTPPによる悪影響というか、そういうことを避けるために出てきたのがこのプランだろうというふうに言われているというふうにも聞いています。

それで、先日、山形で東北農政局と山形の8市町でこれについての説明会みたいなのをやったということの中で、多くは旧市町村単位で策定を進めているということで、農地の貸し借りの流れがどういうふうになるかということでフローチャートでわかりやすく示して、水土里ネットの地図を活用してもやったということで行くと、いわゆる本町での説明会ということではどういった形の、こういうふうなことでやってほしいなというふうに思うんですが、この辺は考えているんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 土地の利用形態については、農地情報システムなり水土里ネットの地図情報を使いまして、各集落単位にどういう水田であれば、耕作の形態ですか、どのようになっているかという図面も集落の話し合いのときに持っていきます。それから、各集落単位でどなたがどのぐらいの面積をやっているか、どのぐらい借りているか、あるいは貸している農家が何人いるか、そういうデータを集落に持ち込んでいろいろ協議を重ねたいというふうに思っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 山形では最後に、やはりこれは絶対行政の支援が欠かせないことだというふうに、課題としてということになります。ですから、これは始まってプランができたから

オーケーということじゃなくて、さらにそこから先の行政の支援がというふうに、それで5年後、10年後の農業を考えていくというふうことなので、ぜひ町としても、5年後、10年後という当然、例えば課長にしたって5年後、10年後にはもうこの席にはいないわけで、そういう意味では将来の柴田町の農業がやはり左右されるということなので、ぜひ納得できるような支援をやってほしいというふうに考えていますので、ぜひそれを実施していただいて、このプランが成功するかどうかは、それはまた政府、国の方針が変われば変わるかもしれないという、多少そういう不安もあることはあるので、農家の方への説明を詳しく、そしてわかりやすく協力がもらえるようにやってほしいということを願ひまして質問を終わりにします。

○議長（我妻弘国君） これにて9番水戸義裕君の一般質問を終結いたします。

次に、17番白内恵美子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔17番 白内恵美子君 登壇〕

○17番（白内恵美子君） 17番白内恵美子です。4点質問いたします。

1点目、**学校給食による子どもたちの食育の推進を。**

食育基本法の前文には、「子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである」とうたわれています。

これからの学校給食は、安全でおいしい地場産の米や野菜、加工品を使う割合をふやし、生産者との交流を持つことが求められています。田畑での農作業の手伝いを通し、命を育てる農業のすばらしさや生産者の苦勞を、また自然に触れることにより環境を守る大切さを学ぶのではないのでしょうか。

福井県鯖江市では、「食育」を基盤とした知・徳・体を育む学校教育の推進を基本方針としており、1・2年生の生活科で野菜を育て、3年生は国語で大豆について学習、総合学習で大豆を栽培し豆腐づくり、4年生でみそづくり、5年生の家庭科で食事を準備し地域の方を招き「おもてなし会」を開催、6年生は保護者に手づくり弁当を食べてもらう「感謝の式」を実施しているとのこと。

全国各地でさまざまな地産地消による学校給食が提供されています。柴田町の学校給食に対する考え方を伺います。

- 1) 現在までどのような理念で学校給食を提供してきたのか。抱えている問題は。
- 2) 今後の学校給食に対する考え方は。
- 3) 給食の地産地消を進めるために「地場産品導入協議会」の設置や、納入を希望する生産

者グループへの支援が必要では。

4) 弘前市では「学校給食地元産品導入促進事業」を実施し、農業収入の安定や農業の活性化につながっている。参考にすべきでは。

5) 生産者が各学校で話をする「出前授業」は行われているか。

6) 食育に関する教師への研修は行われているか。栄養教諭は配置されているか。

7) 子供たちが農家を訪ね、農作業を手伝う体験が必要では。

8) 学校ごとに家庭用炊飯器を使い、炊きたてご飯の提供をすべきでは。

9) 給食の無償化を実施している自治体があるが、どのように考えるか。

10) 学校給食センターを大河原町、村田町と共同で行うための調査を実施すると報告があったが、学校給食は各町の教育と食育に対するそれぞれの考え方で実施しており、各町の独自性が失われるのではないか。

2点目、新たな図書館をはじめのために、図書館長の招聘を。

図書館界の第一人者である菅原峻さんが昨年6月に亡くなりました。手がけられた図書館計画や提案は100を数え、全国を回っての講演や対談等は数え切れないほどです。平成10年に柴田町で講演いただいた際には、右も左もわからずに図書館運動を始めた住民団体を励まし、図書館開館への指針を示してくださいました。

著書「図書館の明日をひらく」の中に、計画から設計・建設への図書館づくりを成功させるための定石についての説明があります。次の6点です。

①図書館サービスの専門家である図書館長が計画の中心にいること。

②住民を加える計画チームをつくって進めること。

③建築計画書がしっかりつくられること。

④すぐれた設計者を得ること。

⑤計画書という土俵の上で図書館長と設計者が真剣勝負を戦わせること。

⑥計画・設計に十分な時間が用意されること。

柴田町では、今年度から新たな図書館建設へ向けた調査研究事業が始まっています。早い段階から図書館サービスと図書館建設に実績のある専門家を図書館長として招聘すべきではないでしょうか。

また、調査研究段階から住民参画も必要ではないでしょうか。

3点目、理科離れを防ぐために、理科消耗品予算の増額を。

全国学力調査にことし初めて理科が加わり、その結果が発表されました。小中学校とも観

察・実験の結果を解釈したり説明したりするのが苦手な様子が明らかになり、理科離れが裏づけられたとのことです。

理科の実験をよく行っている学校ほど学力が高い結果が出ているとの報告を読み、自治体の予算のつけ方が即子供の学力にはね返るのだと改めて考えさせられました。柴田町の現状について伺います。

1) 町内小中学校の理科の結果は。「科学的な思考・表現」にかかわる学力の定着は十分か。

2) 現在の予算で十分な実験や観察が行われているか。

3) 昨年度の各学校の1人当たりの理科消耗品の金額は。

4) 早急に理科消耗品の買いかえを進めるべきでは。

4点目、居心地の良い放課後児童クラブを。

現代は子供にとって、伸び伸び育つことができない、十分に遊び切れない、ぶつかり切れない、喜び切れないなど、生きることが難しい時代です。もっと子供たちが自由に生き生きと自己表現が可能な社会にできないものでしょうか。

こんな時代だからこそ、子供たちが放課後の時間を過ごす児童クラブは、子供にとってとても大切な居場所、オアシスであってほしいと切に願います。

町内には、学校の空き教室を利用した児童クラブと公共施設を利用した児童クラブがありますが、それぞれの課題と今後の施策について伺います。

1) 各児童クラブの現状と課題は。

2) 利用者数が多い児童クラブでは、子供1人当たりの十分な広さが確保できていないのでは。

3) 自然の中で遊ぶことや、地域の人との交流が少ないのでは。

4) 学校内の児童クラブでは、使用する教室をふやすための学校側との交渉はどの部署が行うのか。

5) 将来的には、学校を利用せず、全て児童館で児童クラブを行うべきでは。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。1問目から3問目まで教育長、4問目、町長。

最初に、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） それでは、大綱1問目の1点目、現在までどのような理念で学校給食

を提供してきたのか、抱えている問題はについてお答えをいたします。

学校給食提供の理念としましては、食育基本法の前文にうたわれました根本理念をもとに、学校給食法第1条の目的と第2条の7つの目標の達成に努めることとして、その実現に取り組んでまいりました。ちなみに7つの目標というのは、適切な栄養の摂取、健康の保持増進、健全な食生活を営むことができる判断力、望ましい食習慣などが挙げられております。

次に、抱えている問題につきましては、ハード面では、現在の給食センター施設が昭和55年度建設であることから、施設の耐震化並びに老朽化防止対策、また調理システムのドライ方式への変更、アレルギー対応給食の調理などを課題として捉えております。ソフト面では、近年の偏った栄養摂取、朝食欠食など食の乱れや肥満・痩身傾向など子供たちの健康を取り巻く問題が取り上げられている中、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるように、また、食材の安定供給に関する情報提供に努めなければならないと考えているところでございます。

2点目の今後の学校給食に対する考え方はについては、1点目で答弁いたしました抱えている問題についての対応を着実に実施していかなければならないと考えております。あわせて、安全な食材の選択と学校や給食センターにおける衛生管理を徹底するとともに、給食センター栄養士が学校を訪問し児童生徒に対して行う食の大切さ、バランスのよい食事のとり方などの指導と積極的な情報提供を継続実施してまいりたいと考えております。

3点目、給食の地産地消を進めるために「地場産品導入協議会」の設置や、納入を希望する生産者グループへの支援が必要ではについてお答えをいたします。

現在、地元農家が学校給食食材として供給している地場産品は、キュウリ、ホウレンソウ、みそなど6品目です。また、地元米を使用した米粉パンをはらから福祉会で週1回供給しています。地元農家でつくられたものを多く使用したいところですが、現在提供いただいているもののほかに可能なものはないか、生産者の方や農協、学校給食運営審議会、また食育推進検討会議などでもお話をいただいているところでございますが、安定した量の確保や時期のことで、小規模兼業農家が多い柴田町では学校給食へ供給できるものが少ないのが実情でございます。生産者からも納入したいとの意見もありますが、実際には産直農家の多くは自家消費で余裕のある分を販売する方が多く、給食用として平均的に提供できる量や種類、規格が整わないのが実情でございます。なかなか難しいと考えますが、地産地消協議会を中心に生産者とJAみやぎ仙南、給食センターと連携しながら、安定的に納入できる仕組みづくりについて前向きに取り組んでまいります。

4点目の、弘前市では「学校給食地元産品導入促進事業」を実施し、農業収入の安定や農業の活性化につながっている。参考にするべきでは。これについてお答えをいたします。

弘前市の「学校給食地元産品導入促進事業」は、弘前市教育委員会と弘前農業協同組合が連携し、市内全小中学校の学校給食に地元農産物を使用した加工品を月1回納入し、地元産品の使用頻度を上げる事業です。具体的には、リンゴシューマイ、リンゴハンバーグ、アップルクーヘン等、加工したものを給食センターへ納入していますが、柴田町では例えばユズゼリー、ユズジャムなどユズの加工品が考えられます。子供たちに食に関する知識や地元の特産品にかかわる情報は食育にも有効であると考えますので、特産加工品の完成に合わせて学校給食にも取り入れる仕組みを関係機関と検討してまいります。町としても、事業として年数回提供できるよう前向きに取り組んでいきます。

5点目の生産者が各学校で話をする「出前授業」は行われているかについてお答えします。

生産者との連携事業としては、昨年6月17日に、船迫小学校の5年生の体験学習の中で村田町のみそしょうゆ会社の方を講師にお招きして親子みそづくりを行いました。今年度は6月28日に、柴田町食生活改善推進員を講師にお願いをして、船迫生涯学習センターにて船迫小学校5年生の親子体験学習でみそづくりを実施しております。

6点目の食育に関する教師への研修は行われているのか。栄養教諭は配置されているかについてお答えします。

食育に関する研修としては、県教育委員会主催による宮城県学校給食研修会のほか、管内の小中学校教育研究会の学校給食研究部で開催する食育推進をテーマとした研修会に参加している状況です。

学校給食センターに2名の栄養士が配置されておりますが、栄養教諭は配置されておられません。なお、学校給食センターの栄養士が各学校を訪問し、児童生徒に栄養指導を実施しておりますが、このことも教師の生きた研修の場ともなっております。

7点目の子供たちが農家を訪ね、農作業を手伝う体験が必要ではということですが、農作業を手伝う体験は必要であるというふうに思います。ほとんどの小学校では、5年生で米づくり学習として農家の方から直接指導をいただいて、農作業の体験学習を行っております。また、船岡中学校では2年生が山形県の西川町の農家に宿泊しながら農業宿泊体験学習を行っております。船迫中学校でも今年度から計画しているところでございます。

8点目の学校ごとに家庭用炊飯器を使い、炊きたてご飯の提供をすべきではということですが、本町の給食センターは炊飯設備を備えていない大規模調理を行う共同調理場でありまして

で、米飯は宮城県学校給食会の指定業者から納入しております。共同調理場での学校給食のため、家庭用炊飯器の使用は現在のところ考えておりません。

9点目の給食の無償化を実施している自治体があるが、どのように考えるかについてお答えします。

学校給食費の負担については、学校給食法第11条第2項の規定及び柴田町学校給食共同調理場条例施行規則第3条に基づきまして、食材となる賄い材料代に要する経費を保護者に負担していただいているもので、受益と負担の原則からも妥当であると考えております。ちなみに、本年度に宮城県内にて給食費の無償化を実施している市町村はございません。

10点目の学校給食センターを大河原町、村田町と共同で行うための調査を行うと報告があったが、学校給食は各町の教育と食育に対するそれぞれの考え方で実施しており、各町の独自性が失われるのではということについては、第1点目のご質問にもお答え申し上げましたとおり、現在の給食センター施設が昭和55年度の建設であり、施設の耐震化並びに老朽化防止対策、また調理システムのドライ方式への変更、それからアレルギー対応給食の調理などの課題への対応が求められておりますことから、町単独実施が有効か共同設置が有効かについて、また、町の特徴や独自性などの確保に関しましても多方面から調査検討を行いたいと考えております。町単独方式がよいのか共同実施方式がよいのか、また、文化的・効率的・経済的な観点からの検討ということも重要課題でありますので、今後行わなければならないというふうと考えております。

大綱2問目になります。

新たな図書館を始めるために、図書館長の招聘をという1点目でございますが、柴田町図書館も既存の生涯学習施設を活用して開館しましてから3年目を迎えました。貸し出し実績も、1年目が6万3,788冊、2年目は9万2,788冊、そして3年目の今年8月22日現在4万2,759冊と、町民の利用も年々増加傾向にあります。本格的な図書館建設に向けた調査研究事業は、平成23年3月の第5次柴田町総合計画の基本構想前期基本計画の中で、平成25年から調査研究に入り、その図書館建設資金を平成26年から基金積み立てしていく計画で進行しております。今年度はそれを1年早めて、職員間で図書館の課題や図書館に関する住民意識の現状、新図書館建設の基本的な考え方や管理運営、サービス等の調査研究事業の学習を始めました。

1点目、早い段階から図書館サービスと図書館建設に実績のある専門家を図書館長として招聘すべきではないでしょうかということでございますが、今回議員が参考にされました菅原峻著の「図書館の明日をひらく」はもちろんのこと、他の著書でも中心的な存在は図書館長と司

書であると言われております。特に館長にありましては、図書館の責任者として、また専門家として、つくるべき図書館で展開されるサービス業務を明確に示し、建築スペースに求められる機能等を設計者等に正しく伝えること等、果たすべき責務は重大であり、経験のある専門家を図書館長と願う議員の気持ちは十分に理解できるところでございます。

現在の柴田町図書館を設置した経過は、住民と協働で町の図書館設置検討会議で十分審議・検討し、町に報告書が提出された後、町が調整会議で決定をし、議会からの議決後、柴田町図書館を設置いたしました。そのようにして設置した図書館でありますので、みんなの図書館として機能しているものと確信をいたしております。こういったことを踏まえて、1人の図書館長に委ねるだけではなくて、職員間でまずは学習会を重ねながら、図書館の専門家も交えて本格的な図書館建設に向けての調査研究を継続し、柴田町らしい図書館を創造していきたいと考えております。

2点目、調査研究段階から住民参画も必要ではないかということですが、本格的な図書館建設に向けた調査研究につきましては、基本的スタンスとしては、図書館の地域計画を策定し、サービス網計画や図書館配置計画等は専門家集団で取りまとめ、住民説明会でご意見をいただきながら計画に住民の意向を反映してまいりたいと考えております。図書館サービスの基本は、誰でもどこからでもどんな資料でも利用できることであります。このような図書館サービスを目指した新図書館構想を、住民の意見を聞きながら柴田町のみんなの図書館の歴史をつくっていききたいと考えております。

大綱3問目でございます。

1点目の全国学力・学習状況調査の町内小中学校の新しく取り上げられました理科の結果はということで、「科学的な思考・表現」に関する学力の定着は十分なのかということについてお答えをいたします。

今年度実施されました全国学力・学習状況調査の理科の結果につきましては、町内では小学校3校が抽出校となりました。理科の平均正答率は、知識に関する問題、活用に関する問題ともに全国平均を上回っております。科学的な思考・表現にかかわる学力についても、おおむね定着が図られているものと考えております。

なお、今年度の抽出校、小学校3校のみだったんですが、その結果につきましては、算数の活用に関する問題は全国平均をわずかに下回りましたが、それ以外の国語、算数、理科の知識に関する問題、活用に関する問題ともに全て平均正答率が全国を上回っております。そういったことを報告させていただきたいと思っております。

また、今説明申し上げました抽出校以外の町内小中学校のいわゆる希望利用校の結果につきましては、採点と集計を民間委託にて実施いたしているわけですが、その結果報告は9月末予定となっております。

2点目、現在の予算で十分な実験や観察が行われているのかについてですが、平成21年度に、理科教育設備整備費等補助金、これを活用しまして町内小中学校に、合計ですが923万7,000円分、1校平均にしますと約100万円となりますが、理科備品を備えつけました。また、理科消耗品につきましては、各学校から当初予算で要求がありまして、その各学校からの要求額にほぼ満額配当しております。各小中学校の計画に沿って実験や観察が行われているものと考えております。

3点目、昨年度の各学校の1人当たりの理科消耗品の金額はについてでございますが、昨年度の各学校の1人当たりの金額は、船岡小学校が213円、槻木小学校120円、柴田小学校562円、船迫小学校210円、西住小学校226円、東船岡小学校150円、船岡中学校400円、槻木中学校450円、船迫中学校500円となっております。

4点目、早急に理科消耗品の買いかえを進めるべきではということですが、理科消耗品の性質上、これまでも破損や使用状況に伴い学校の要望に応じて補充をしておりますので、買いかえするというよりはなくなり次第補充するということとなります。各学校からの消耗品補充の要望に基づいて今後も対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 次に、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 児童クラブについて5点ほどございました。順次お答えします。

1点目、放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブでございますが、共働き家庭等の留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えてその健全な育成を図ることを目的として、町内5小学校区に設置しております。船岡・槻木・船迫放課後児童クラブは各小学校の空き室を利用しており、東船岡・西住放課後児童クラブは船岡生涯学習センター、西住公民館を借用し、西住が30人でその他のクラブは60人の定員であります。

8月1日現在の各放課後児童クラブの登録人数は、放課後児童クラブ67人、槻木放課後児童クラブ51人、船迫放課後児童クラブ52人、東船岡放課後児童クラブ24人、西住放課後児童クラブ7人であり、各放課後児童クラブの利用者数は登録者の六、七割の利用となっております。

定員オーバーの申し込みがありました船岡放課後児童クラブでは、入所を制限しておりまし

たが、母子家庭や障害を持つ子供のためなどの理由から定員オーバーになってしまったことから、児童の健康管理、安全確保、情緒の安定のために船岡小学校に教室借用を依頼し、1年1組の教室を夏休み中借用して運営をしたところでございます。

課題といたしましては、西住放課後児童クラブは、利用人数が登録者7人に対して四、五人、活動が難しいこと、船岡放課後児童クラブでは、逆に人数が多過ぎて児童の健康管理、安全確保、情緒の安定からけなどが心配されます。さらに、東船岡・西住放課後児童クラブは、船岡生涯学習センター、西住公民館を借用しているので、センターや公民館の行事により部屋が使えなくなり、児童館にて実施せざるを得ないなどの課題があります。

2点目、面積の関係でございます。

放課後児童クラブの児童1人当たりの面積は、放課後児童クラブガイドラインではおおむね1.65平米以上が望ましいとされております。定員30人の場合は49.5平米以上必要とされ、西住放課後児童クラブは66平米でございますので、十分な広さを確保しております。また、定員60人の場合は99平米以上となり、これに当てはめると、東船岡放課後児童クラブは133平米、船迫放課後児童クラブは167平米、槻木放課後児童クラブは108平米、船岡放課後児童クラブは144平米ですので、全て基準面積をクリアしております。

自然の中で遊ぶことや、地域の人との交流が少ないのではと。

西住放課後児童クラブは、西住公民館の外が駐車場になっているので外遊びはできません。他の放課後児童クラブは、校庭等に樹木などがあり自然の中で遊んでおります。夏休み中には町内の自然や文化を見学する施設めぐりなどの行事を行っております。また、生涯学習施設を利用している西住・東船岡放課後児童クラブでは、和太鼓の会や昔話の会など施設の利用者との交流を図っています。

4点目、学校内の児童クラブでは、使用する教室をふやすために学校側との交渉はどの部署で行うかと。

まず、放課後児童クラブ職員が小学校と打ち合わせ調整を行い、次に子ども家庭課内で検討調整を行い、その後、教育委員会教育総務課と連絡調整を行った上で小学校と打ち合わせ調整を行うこととなります。

5点目、将来的には、学校を利用せず、全て児童館で行うべきではないかと。

放課後児童クラブガイドラインでは、学校との連携を積極的に図ることや子供の生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭、体育館や余裕教室などの利用について連携を図ることをうたっております。現段階においては、児童の安全安心の面からも放課後児童クラブは学校での

実施が望ましいと考えております。今後は、児童福祉施設の整備に合わせ児童館、放課後児童クラブのあり方を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 白内恵美子さん、再質問ありますか。許します。

○17番（白内恵美子君） まず1点目、学校給食の食育の促進です。

給食食材に町内農産物の使用をふやす考えはないという答弁と受けとめてよろしいのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） さきに教育長が答弁申し上げましたように、受け入れるのを拒むということではございません。提供いただく数量の確保について調整が必要だというふうに考えているところです。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 今、全国的には地産地消の学校給食ということが盛んに言われていて、どんどんふえていますよね。いろんな本も出ていますし、それから農業新聞にも取り上げられているんですが、それはごらんになっていますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） 農業新聞につきましては見ておりませんが、文科省のほうのホームページに地産地消のデータが載っております。これは全国平均のものなんですけれども、そういう状況のものでは目を通させていただいているところです。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 農政課長は農業新聞でごらんになっていませんか。「支局発 わがマチの地産地消・学校給食」、いかがでしょう。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 農業新聞で、各自治体の農業の形態は違うんですけれども、全国的に地産地消ということで学校給食に導入している自治体がふえているということは存じております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 今、食育の問題をととても大きく取り上げる学校がふえています。それは、子供たちに命の問題を考えさせたり、それから自然を大切にすることや生きるための命の源となる食べ物をつくる農業のすばらしさを教える、そういうことが今こそ求められていると

ということで、学校での食育というのはかなり進んでいると思うんですよね。ただ、私がここ柴田町で見ている限り、この10年ほとんど進んでこなかったなと思うんですが、町としてはこの10年間をどのようにお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） 白内議員のご質問ではなかなか厳しいご判断をいただいているのかなというふうを受けとめさせていただいております。であります、柴田町の各小学校におきましても、食に関する指導の全体計画というのが学習指導要領にも基づいての作成が行われるようになっておりますので、各小学校では全体計画を策定いたしまして、それぞれの学年においての教科との関連、食育についての取り組みにいつているということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 最初の質問の中に福井県鯖江市のことを載せておいたんですね。

1・2年生は生活科で野菜を育てる。3年生は国語で大豆について学習して、総合学習ではその大豆を栽培して豆腐までつくる。4年生がみそづくり。5年生が「おもてなし会」、自分たちでつくったものを地域の方に食べていただく。6年生は手づくり弁当を食べてもらう。こういうことって柴田町でもやろうと思えばできることではないでしょうか。教育長、いかがお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 福井県の鯖江市ですか、素晴らしい取り組みだなというふうに本当に印象として感想を持ちます。柴田町町内の小中学校、特に小学校ですね、どんな取り組みをしているかということになりますけれども、鯖江市では例えば豆をつくるとかありますけれども、柴田町内の小学校で先ほど答弁しましたように、稲作といいますか米づくりに非常に一生懸命取り組んでいるということで、さて鯖江市では豆づくりのほかに米づくりもやっているのかなとか、もしかすると鯖江市では米づくりをしないで豆づくりをしているのかなと。柴田町では米づくりをした子供たちが秋に収穫をして、感謝の、例えば、これは確かかどうか確認してこなかったんですが、各学校のいろんな支援ボランティアをされている方などにも感謝の気持ちを込めてそういった会を開くとか、いろんな形で各学校特色を出しながら、独自にこういったことについての取り組みはしていると。

それから先ほどの、10年間、食育計画といいますか食に関する指導、進展はどうかという話、よく見えないんだがということですが、課長からもちよつと答弁ありましたが、実は10年前ほどには、ほとんどの学校に食に関する指導の全体計画もそれから年間計画も多分なかつ

たと思います。それがここ10年ほどでどの学校にも全体計画ができて、そして詳細な年間計画もでき上がっております。これは実際にお手元に白内議員さんに見ていただいているのではありません、各学校に行けば具体的なものがありますし、教育委員会にもありますので、どうぞごらんいただければなというふうに思います。一生懸命取り組んでいるところはご理解いただけるとありがたいなというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 各学校任せではだめなんですよ。まず食育について取り組んでいるというのは、国が食育基本法をつくったから各町におりてきたということだけで、そこでやっぱり柴田町の場合はとまってしまったなという気がするんです。本当にこの10年間というのは、各地の取り組みとしてすごいですよね。ちょっと農業新聞のことも話しましたが、本当に毎回すばらしい取り組みが出ていて、ただ、それはもう当たり前なんですよ、やり始めたところにとっては。地場産のものを子供たちに食べてもらう。そこから子供たちに命のことを考えてもらう。そして農業に取り組んでいる方の苦労もわかってもらう。もしかしたら将来的にその後継者になろうという子も出てくるかもしれない。

おもしろいんですね。食育に取り組んでいる学校というのは体力も学力も高い。例えば福井県は体力も学力も高いことで有名ですよ。だから鯖江市などもそうなんです、どちらも高いです。食育だけに取り組んでいるわけではないんですね。食育を通して子供たちの生きる力、学ぶ力を引き出し、それで体力もつけ、命について考え、学ぶ力をつけ、全てにおいて全国トップクラスになるんです。これって本当に見直すべきことだと思うんですよ。今まで何かどうしても担当者任せというか、給食センターが直営でやっていたときというのはまだもう少し見えていたような気がするんですけれども、どんどん離れていくとわからなくなってきました。まして私たちは給食を食べているわけではないので、たまに何年かに1回ごちそうになるくらいでわからない状態になっていますけれども、子供たちは毎日食べているわけです。そこから学ぶことって大きいはずですよ。

まして、今何が旬なのか、家庭に帰っても家族も案外知らないです。年中キュウリを食べていたりすれば、キュウリの旬がいつなっているのはもう今はわからない状況になっていますよね。ですから、地場産の旬のものを取り入れるということが本当に大切になっているんです。このことは、教育委員会だけではなくて、もっと農政課も一緒になって今後取り組むべき問題だと思うんですが、むしろ農政課の意見を聞きたいんですが、いかがですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 教育長が答弁で申しましたように、柴田町は10年間それなりにやってきたというふうに同感でございます、と答弁しなくちゃいけないのであれなんですけれども、農政サイドでも実際には太陽の村あるいは各地区の育成会等で芋堀りとか農作業体験はしておりますけれども、白内議員おっしゃるように、農作業体験ではなくて、加工したり調理をしたり、あるいは直売所で実際に売ってみるとか、そこまで進んでいる自治体はやっているというのは承知しております。

やはり生きるための食ですか、それから食というものはどういうふうにして生産されるかというふうなことで、白内さんがおっしゃったようなことは非常に重要だと思いますので、教育委員会と連携しながら、もう少し農政サイドでも一緒になって取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますので、前向きに連携して取り組みたいと思います。ただし、学校のほうでもいろいろ教育長さんのお話を聞きますと、防災とかいろんなことがいっぱいカリキュラムがあって、なかなかそういうものにも取り組めないということがありますので、学校とは別に農政サイドで観光物産協会なりあるいは農村集落と連携して、独自に土日とかそういうものを利用して子供たちが来れるような施策を考えていきたいなというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 給食の食材に取り入れることについては、やっぱり農政課の協力がなければなかなか生産者はまともらないと思うんですが、それはどうでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 今納入している農家につきましては、ほとんど市場に出している大規模農家がキュウリなり出しております。直売所がふえている中で、少量多品目というんですか、そういう生産農家が多いんですけれども、観光物産協会にできました「結友」のほうから1人の方が給食センターに納めているものですから、何とか直売所をやっている方々で給食食材を納入するシステムを考えてほしいという要請がありますので、給食センターとも何度か話はしたことがあるんですけれども、まだ具体になっておりませんが、そういう要望もあるということで、給食センターなり教育委員会と連携してそういうグループをつくって出荷できるような体制が可能かどうか、これも前向きに取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 地場産品導入協議会等名前は何でもいいんですけれども、そういうものをつくってぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それから、生産者が直接子供たちに給食を食べるときに、例えばこのエンジンはこうやって

つくったんだよ、大根はこうやってつくったんだよというような話をする方向に持っていきな
いでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） やはり学校におきましての食育を推進するに当たっては、学校
での取り組みも非常に大事、また各家庭での取り組みも大事ということで、食育基本法にもう
たわれておりますように、そういうことで、各学校での授業の合間に、また給食の時間になる
のでしょうか、そういうものの時間がとれる場合はやっぱり積極的に調整をしていかななくては
ならないかなということで検討をさせていただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 家庭用炊飯器を使ったご飯なんですけれども、ちょうどいいなと思っ
たんです。柴田町の給食センターは炊飯設備を持っていませんので、むしろ家庭用の大き目の
炊飯器を学校に一括して置いて、そこで炊いてもらう。実際には炊くのは学校で炊くというこ
とが可能なのではないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） 今のご提案はなかなかすばらしいかなとは思う反面、やはり各
学校で児童数のお米を、米飯を準備する、そして対応するという事は、またその人的配置と
かそういうものについても関連してくるのかなというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 各学校が準備ではなくて、給食センターから運び込むですね。各学校
はスイッチを入れるだけ。それで、子供たちが自分たちでよそうわけですよ。子供たちは、や
っぱり最初は大変かもしれないけれども、子供同士の会話がふえるんだそうです。その日の体
調のよしあしを考えてご飯の量も調整する。子供たち同士で考えると。それで残食はほとんど
なくなると。導入した例えば栃木市旧都賀町内の小中学校ではご飯の残食はほとんどなくなっ
たということが載っていました。

結構あるみたいですね。本で見っていくと、ああここでも直接炊飯やっているんだなというと
ころがあります。一度調べてみてはいかがでしょうか。それで、実際にお金じゃあかかるのか
かからないのか、それも含め、あのおいなんですよね。お米が炊けるときのあの何とも言え
ないいい香りが学校に漂うということがやっぱり大切なんだと思うんです。検討してはかが
でしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） ご提案いただきましたので、検討はさせていただきたいと思えます。ただ、やはり各学校の児童数、またクラスごとに準備をしなくてはならないということからなりますと、やっぱり夏の、まだ残暑厳しいですが、こういうときの衛生面とかそういうことも考えていかなくちゃならないだろうということで、非常にクリアしなくてはならないハードルは高いかなというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） ご飯は炊いてすぐ食べるわけですから、腐ったりするようなことはありません。

それから新たな給食センターの件で、これから検討するという事なんですけれども、この食育を推進していこうという時代に、合同での給食センターというのは私はメリットは少ないんじゃないかなと思うんです。むしろ今後の食育推進を阻害することになると思うんですが、メリットとしてはどういうことをお考えなのか再度伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） メリットとしてまだ調査が、検討することの指示が入りまして今まだスタートしたばかりですので、どういうものがメリットとして考えられるかはこれからなんです。やはり共同で行うことによってはスケールメリットというのが当然発生するのかな。当然、こういう問題でまず最初にコストのことを申し上げますと非常に厳しいご批判をいただくわけなんですけれども、やはり運営する形としまして、これは例えばPFIがいいのかとかそういうことも含めまして、やはりスケールメリットというのがメリットとしてはあるのかな。

あとは食育に関しても、例えば共同で行った場合といたしましても、食育に関しての進め方につきましては、今現在行っているような内容とか、または今回議員さんのほうからのご提案、ご指摘をいただいた面についてそれぞれに丁寧に対応することで、クリアはできるんじゃないかなというふうに考えるところもございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） メリットはやはりお金の問題が一番かなと思うんですよね。でも、子供の教育、まして食育、命にかかわることですから、一番身近なところで、前にも言ったことがあるかもしれませんが、理想は自校方式なんですよね。本当は学校でつくることこそがいいんです。柴田町も保育所で作っているのは、本当に香りもしてきて、お昼近くになるとあれは本当に食欲をそそるし、本当にできたてのご飯、おかず、おいしいですね。調理の方も子

供たちの顔が見える状況ですから、お互いにやっぱり感謝したり「おいしかったよ」というふうに子供の声が聞けたり、やっぱりとってもいい関係ができると思うんです。

ただ、今自校方式をと言ってもどうしたってやっぱり財政面から見ると無理なんです、せめて柴田町の給食センターというのは私は絶対残すべきだと思うんです。給食センターに関しては効率性だけを言うてはいけないと思うんです。特に食育を進めようと思ったら、農家の方との顔が見える関係、地場産の野菜を子供たちに提供するに当たっては、農家の方の話も取り入れて、本当に自分たちの町でつくられたものをおいしくいただく、子供たちに食べてもらうということがとても大切になると思うので、どうぞ、大河原町と村田町との調査研究するのですが、そういうことを忘れずにメリット、デメリットを考えていただきたいと思います。また、そういう報告はぜひともいただきたいと思います。

次に、図書館を始めるために、図書館長の招聘をなんです、なぜ今出したかといえば、じゃあ新たな図書館をどこにつくるか、トッコン跡地に入るのか入らないのかも含めて検討するとすれば、新たな図書館の図書館長は早目に招聘して、その方の意見というのが大事になってくるんですね。滋賀県の図書館を何件も歩いて館長のお話を聞いた中で出てくるのは、やはり最初から、本当に計画の最初の段階、どこに建てるかからかかわった方というのは、本当にいい図書館サービスができていると自分で本当に満足いくサービスができている。ところが、途中から、もう場所も決まり建物も決まった後から入ってきたという方はやはり苦労しているんですね。この菅原峻さんが定石だと言っている図書館長が中心にいるべきというのは、本当の最初の段階からを言っているんです。どこに持ってくるか。だから、今もう柴田町では決めなくちゃいけないですよ。図書館長を招聘して、その人が責任を持って決め、そしてそこでの、すぐに建てられなくてもそこでの運営というのをきっちりと考えていく。そして今の暫定図書館も担ってもらうということが大事だと思うんです。町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今回、不二トッコン跡地、やっと4億円以下でまとまって土地を取得できるという……、4億5,000万円以下で取得して、借金なんです、その借金も考えなければなりません。125億円の借金を今背負っておりますが、毎年13億円ずつ返しておりますので、私は大丈夫だという思いで4億5,000万円以下の借金を今回背負うということになります。今度、総合体育館なんです、その前に造成工事に約1億円。今いろんな手法を考えておりますが、1億円かかると。それから、私は10億円の総合体育館を考えていたんですが、それではちょっと小さいということで、15億円以上というようなそういう話がございました。それについ

ても議会のおおむねの賛同を得られました。

けれども、本格的な図書館については残念ながらまだこの議会で総意が得られていないと。つくることに対して過半数がとれているわけではございません。そこに実は大きな問題がございますので、まずは財政的な面、それから総合体育館の施設がどのぐらいになるのか。その場合に、例えば岩沼市ぐらいの規模での図書館を想定するのかどうか、その辺も調整していかなければなりません。ですから、いろんな調整をまず職員同士でやっていると。その後でないと図書館長の招聘というのは当面難しいのではないかなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 理科消耗品のほうなんですけれども、先ほど全国学力テストの結果は全国平均を上回っているという回答だったんですけれども、その全国平均の結果が理科離れが裏づけられたわけですね。観察・実験の結果を解釈したり説明したりするのが苦手な様子がその結果としてあらわれたということで、柴田町も上回っているとはいえずかでしょうか、結局同じ傾向だということには違いありませんよね。確認です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○教育総務課長（笠松洋二君） 先ほど教育長が答弁いたしましたように、同じように全国平均が低い平均値であるから、柴田町が上回っていたとしても低い位置にあるんだろうというようなお話なのかなというふうに受け取りましたが、そういうふうには、大変申しわけないですが、教育委員会としては考えてございません。それぞれの各学校でいろんな工夫をしながら、観察・実験等そういうものについて進めた結果として全国の平均値よりも高い数値を残せたということは、それなりの取り組みがあったものというふうに捉えているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 理科の実験をよく行っている学校、予算をきちんとつけて実験をよく行っているところと余り行っていないところの差がとても大きかったんだそうです。だから、平均というとその真ん中になるわけなんですけれども、そういうことで見ると柴田町も変わらなかったのかなと。ただ、さっきの答弁の中では平成21年度にかなり予算をつけたということで、それで大分違ってきたかなと。以前は本当に理科消耗品がなくて困っていますという声はもう歩くたびに言われていたんですが、この平成21年度で大分変わったのかなと思っています。

では、ちなみに平成24年度、文科省では義務教育諸学校における新たな教材整備計画を策定して、年間800億円の地方財政措置を講じていますが、柴田町は全額予算化したのでしょうか。

- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。
- 教育総務課長（笠松洋二君） 平成24年度につきましては、各学校からの要望に応じた予算要求がありましたので、それで配当したという形になってございます。
- 議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。
- 17番（白内恵美子君） いや、文科省の標準というか、それはクリアしているのでしょうか。各学校がそれで十分だということであれば問題ないのかもしれませんが、国のほうが予算措置した分というのはきちんと予算化したのでしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。
- 教育総務課長（笠松洋二君） 町内の小中学校の理科設備の整備状況で、基準と比較してはどうかというご質問かと思いましたのでお答え申し上げます。
- 柴田町の場合は、基準額が小学校で1,034万1,000円というふうになってございますので、それに対しまして平均としましては445万円ということになりますので、43.1%になるのかなと捉えております。また、中学校におきましても、基準との比較では30.4%という形になっているということで捉えているところでございます。
- 議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。
- 17番（白内恵美子君） そうすると、かなり低いことになりますよね。学校というのはこれ以上要求しても出ないという判断もしますので、やはり町としても必要なものは要求するようにという姿勢も必要なのではないのでしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。
- 教育総務課長（笠松洋二君） 今回、この白内議員さんからの質問をお受けいたしましたので、それぞれのこれまでの教育総務課で捉えている内容と各小中学校で捉えている内容ということも確認をしなければならぬということで、全小中学校に確認をしたところでございます。それで返ってきた回答の中では、平成21年度の今申し上げました国の補助の内容で設備を整備いただいたと。そういうこともありましたので、今回、それ以降につきましてはまだ不足はしていないという回答でございます。そしてまた一方で、やはりちょっと不足みだというふうに捉えている学校もありました。であります、それにつけ加えまして報告としてあったのは、そういう中でもやっぱり工夫して子供たちへの実験・観察を行っていますと。であります、今白内議員さんのご質問にもありましたように、これからは学校が必要とするものについては調整の上に各学校と教育委員会の中での確認を行いまして、予算の要求に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 文科省は、子供たちの確かな学力の育成を図るため、学校教材の安定的かつ計画的な整備が実施、促進されることが求められているということでこの予算措置をしていますので、できるだけ100%に近づくようにしていただきたいと思います。

それから、「理科読（りかどく）」という言葉をご存じでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○教育総務課長（笠松洋二君） 済みません。申しわけないですけども、ちょっとわかりかねます。

○17番（白内恵美子君） 理科読というのは、科学好きに育てる、要は理科の学力を上げるために科学の本を読むように育てるべきだということなんですよ。科学の本を読むで理科読なんだそうです。そういうことが、まだ全国にすごく広まっているわけではないんですが、そういうふうに広げようと運動が始まっているんだそうです。8月27日付の教育新聞、教育ウオッチに出ていたんですけども、これはやはり大事なことだなと思いました。どうしても、例えば学校って朝読書の時間に科学の本を読んでいると「読み物にきなさい」ということがあるかもしれない。この書いている人は、そういうことがあるので、科学の本というのは大事なんだということを書いていたんですけども、科学というのはその現象だけじゃなくて全体像を理解していく営みなので、本を読むことがとても大切なんだそうです。もちろん実験をして興味、好奇心を持ってもらうというのも大事なんだけど、全体像を理解していくためには本を読むことが大事。これを読んだときに、柴田町の学校図書館、最新の科学の本がそろっているかというのが今度は心配になったんですけど、いかがでしょう。かなり古い本もまだまだ残っているんじゃないですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） これから調査してまいりたいと思います。学校は、柴田町の図書館との連携で、学習に必要な図書は連携して対応できるというふうに取り組んでいるところですので、それもあわせて進めてまいりたいというふうに考えているところです。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 科学の進歩は日進月歩です。科学の本も時代に合わないものはどんどん処分して、最新の本をそろえることが大事だと思うので、理科消耗品とともに科学の本の図書費も十分に予算化するように今ここでしっかりとお願いしておきます。

最後に、居心地のよい放課後児童クラブなんですけれども、児童クラブを利用している子供

たちにとってこの夏は本当に過酷でした。猛暑が続いて特に……、先に一応確認なんですが、町長や教育長、子ども家庭課長は、児童クラブ、夏休み中にごらんになりましたか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（永井 裕君） 子ども家庭課のほうでは月に1回施設定例会ということで所長とか館長を集めて会議をやっているんですが、そのほうでいろいろ夏の暑さ対策ということで、扇風機がないとか云々とかありましたので、夏休み期間中という前に一度施設のほうには状況を見てまいっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） きっと町長、教育長はまさか児童クラブまでは回っていないかとは思いますが、ただ教育長には、教育委員会の所管ではないから関係ないではなくて、小学校低学年の本当に多数の子が児童クラブで過ごしているので、夏休み中に見ていただきたかったなと。私も早く言えばよかったなと思ったんですが、今後は長期休みのときはぜひ見てください。

特に夏休みですね。これだけ暑いと本当に厳しい状況です。特に人数の多い船岡児童クラブと船迫児童クラブが見えて大変でした。槻木児童クラブは改修も進みプレールームも自由に使える、それから一クラス1年生の教室を確保していたので、思ったほど大変そうには見えなかったんですね。部屋のレイアウトも随分工夫していましたので。ただ、船岡児童クラブは、一部屋確保したといってもそこまで自由でもないし、8月も途中で返さなければならないし、本当に60人超える子が毎日来るわけですよ。厳しかったです。それから、船迫児童クラブはちょうどお昼を食べているときに見に行ったんですが、21畳の部屋に45人ぐらいの子供たちが5人ぐらいの職員と一緒に食べているわけです。考えられますか。テーブルを置いてその中で食べているんですよ。さっきの広さのところでは1人当たり1.6平米とかと言っていましたけれども、1.6平米って半畳じゃないですか。違う、1畳か。それしか広さがないってどういうことなんでしょう。本当に子供たちというのは走り回ったり、それが本来の子供らしさですよ。じっとしているわけじゃないんですよ。それなのに狭くて、これで満たしているからオーケーなんていうことはあり得ないと思うんですよ。今回も暑くなるというのもある程度予想できたので、夏休み前にもっとまずは対策が打てなかったんでしょうか、何かできなかったものんでしょうか、お聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課。

○子ども家庭課長（永井 裕君） 船岡放課後児童クラブにつきましては、以前から定員60人を

オーバーして、登録児童数なんですけど、ちょっと気にはしていました。ただ、実際の利用する児童数となると、平均になりますけれども大体33人とか40人程度なので、たまたま夏休みになるとどうしても急激にふえるのでそういう状況になるので、ちょっとその辺は心配していました。

今後は、実際、船岡放課後児童クラブの場合は今二クラス使っていて、一クラスのほうが事務室も兼ねて使っています。ちょうど廊下の向かい側にプレールームとかもあるんですが、なかなか小学校のほうでも使うということで自由に使えないと。その隣に会議室もあるんですが、放課後児童クラブの物置的なものになっているということなので、先日児童館の職員ともお話ししたんですが、その辺の荷物を整理して事務所のほうをそちらのほうに移動すれば児童クラブの部屋は二部屋丸々使えるということで、今後とりあえずはそういうふうにしてスペースをつくりたいなどは考えておりました。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 夏休みの場合、長い子で何時間児童クラブにいると思いますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課。

○子ども家庭課長（永井 裕君） 全ての子供ではないと思いますけれども、開館してから終わるまで8時間ぐらいですかね、6時間か、いると思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 11時間です。ふだんの学校の授業が終わってからの放課後を過ごす場合は、まだ少々狭くてもある程度のところは我慢できるんですが、朝8時から夜7時までのこの数が船岡と船迫小学校は多いんですよ。ですから、本当に7時までいる子が十何人まだ残っているとか、当たり前なんです。朝8時前から来るわけです。1日そこなんですね。例えば船迫であればプレールームも一応使えるんですが、夏場は暑くてもう入れない状況になったりしますから、そうすると一部屋しかないんですよ。もう本当に狭いところで、あとの一部屋は物置というか、子供たちの道具がいろいろありますから置く状況になっているわけですね。

何とか学校のほうと交渉できないものなんですか、違う場所を使うようにとか。それは現場の保育士任せでいいものでしょうか。最初は保育士と学校で話し合うというさっきの答弁だったんですが、いかがでしょう。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課。

○子ども家庭課長（永井 裕君） 答弁のほうにも書きましたけれども、船岡生涯学習センターで、夏休み、1年1組の部屋をお借りしたいということで、当時館長と私2人で小学校の校長

のほうにお会いしまして文書でもってお願いしたということで、即回答はいただけませんでした。が、教務主任のほうと相談して何とか一クラスだけ、夏休み期間中ですね、夏休み期間中であればいいということでした。ただ、学校なりにいろいろ事情がありまして、なかなか簡単には貸してもらえないという事情があるようですので、今後ともその辺につきましてもまず検討していきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 船迫の場合はどうでしょう。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課。

○子ども家庭課長（永井 裕君） 船迫放課後児童クラブにつきましても、お借りしている面積につきましても十分あるんですが、実際使える部屋となるとなかなかないということなので、その辺も校長先生とお話ししてご相談したいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 船迫は、普通教室じゃなくて、特別教室で狭い教室を2つ使っているんですね。だから本当に使えるのは一クラスなんですよね。それで40人以上来ているんです。どう思いますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○子ども家庭課長（永井 裕君） 先ほど申しましたように、一時的には多い子供さんが集まるんですが、平均すると平均的な人数なのかなというふうに思っておりますので、そのように回答しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 長期休みは子供の利用が多いんです。それはご存じですよ。夏休みの人数出ていますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○子ども家庭課長（永井 裕君） 登録時点で、通常の平日の利用と、あとは長期休業日ということで夏休みとかそういうときに利用する、もう登録していただいています。その人数でいきますと、例えば船迫でいうと7名というふうになっておりますので、夏休み期間中は、多分おじいちゃんとかおばあちゃんとかそういう実家のほうに子供さんを預けているのかなというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） この児童クラブは、今後も子供の数がふえることも予想されるので、

やっぱり抜本的に考えていかないといけないと思うんですよね。特に船岡地区は児童館もありませんから、やはり児童館で子供を見るという考え方も必要になってくるのではないのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課。

○子ども家庭課長（永井 裕君） 実際、船岡地区のほうにつきましては児童館というものはございませんので、今後、施設の整備計画のほうに盛り込んで検討していかなければならないと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 東船岡の児童クラブを見に行ったときには、三名生児童館で、本当に猛暑、30度を超える中なんですけど、ホールを利用して走り回っている子、それから小さい部屋でままごとや段ボールでかくれんぼ遊びをしている子とか、違う部屋で工作をしている子とか、本当にそれぞれが好きなように動いていたんですね。これこそが本当の児童クラブだと思って見てきたんです。児童館というのがそういう場所なんですよね。ところが、空き教室を利用した児童クラブではそれができないんです。11時間はかなりきついです。だから、今後はもっと現場の声も聞いて検討していくべきではないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課。

○子ども家庭課長（永井 裕君） 平成26年4月から保育型がなくなりますので、これまでの三名生、西住につきましては児童館として今後整備していきますが、それにあわせてその辺の児童館と放課後児童クラブのあり方についていろいろ話し合っただけで検討していきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 最後になりますが、猛暑が続いた過酷な環境の中で子供たちと汗まみれになって頑張って夏休みを乗り切った現場の職員、臨時職員の皆さんに心からお疲れさまと伝え、私の質問を終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて17番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

再開は15時10分です。

午後2時53分 休 憩

午後3時10分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番佐々木守君、直ちに質問席において質問してください。

〔6番 佐々木 守君 登壇〕

○6番（佐々木 守君） 6番佐々木守、大綱2問質問させていただきます。

第1点目、台風4号による災害状況と復旧事業について。

今年は特に異常気象による災害が多く発生しております。台風に限らず低気圧による集中豪雨が頻繁に発生するようになり、被害も多くなっているのが現状ではないでしょうか。当町においても集中豪雨が多発するようになり、本格的な対策が必要だと考えますが、町ではどのような対策を検討しているのでしょうか。

1) 台風4号による災害状況と復旧事業について説明してください。

2) 今後の対策として、短期と長期に分けた対策について説明をしてください。

3) 1時間に50ミリ～60ミリの集中豪雨に対する根本的な解決策は、すぐにはできないと理解しますが、これからは頻繁に発生すると思われるので、対策を講じる必要があるのでは。対策はどのように検討されているのか伺います。

4) 台風4号による豪雨のため、西船迫6号公園周辺では、町有林を伐採した後の土砂が道路に流れ、住宅近くまであふれましたが、今後の対策は。

5) 集中豪雨のような場合でもすぐに対応できるように、西船迫6号公園周辺の里山と古墳群の整備・管理を、29A行政区から町の指定管理者として認定してほしいと要請されていると思いますが、町としてはどのように検討されているのか伺います。

大綱2、柴田町地域計画策定を行政区（42区）に依頼している内容について。

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例に基づいて地域の将来像を実現するため、地域計画づくりを進めたいとしていますが、どのような地域づくりを目指しているのでしょうか、伺います。

1) 町は、地域に対してどのようなまちづくりを期待しているのでしょうか。

2) 住民全員参加型の計画を標榜するとしていますが、かなり難しいのではと思います。町としてはどのような指導をしていますか。

3) 計画は、どのような組織で計画され、いつまでどこに提出し、受理されるのでしょうか。

4) 町が策定する計画に反映するとしていますが、第5次柴田町総合計画後期基本計画（平

成27年～30年)にでしょうか。

5) 内容が難し過ぎるのでは。もっと簡単な説明書で住民が誰でもすぐ理解できるものがよいと思いますが、どうでしょうか。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 佐々木守議員、大綱2点ございました。

まず、台風関係の被害状況と復旧状況でございます。

既に大坂議員の質問でもお答えしておりますが、災害状況につきましては、総雨量140ミリ、時間最大31ミリで、被害内容は、床上浸水5世帯、床下浸水が32世帯、道路、河川、公園などの土木施設においては27カ所、9,776万円の被害が発生しました。

冠水は、船岡大住町、船岡西二丁目、槻木西三丁目のほかに船岡南一丁目や船岡山岸、清住町などにも発生し、一部の地区では昨年の台風15号と同じく床上・床下浸水被害をこうむることになりました。また、西船迫二丁目や四丁目地区で増水した沢水が住宅地まで流出し道路冠水を、さらに、バイパス2号地下道が水没から通行どめになる被害が発生いたしました。槻木北部地区では、五間堀を初め各河川において越水から堤体のり面が崩れたり土砂堆積などの被害が発生しております。

山間地では、葉坂3号線を初め砂利道が流されるなど通行支障を来すことから、いずれも崩土や流出土などの除去などの応急復旧で通路の確保を図りました。

なお、西船迫バイパス2号地下道及び沢水、葉坂3号線の被害につきましては、年度内に対処するための調査を予定しております。

また、船岡城址公園の展望デッキ付近のり面が崩れる被害を受けました。現在、国の災害申請を進めており、9月7日に査定が行われることになっております。この災害復旧事業につきましては今回の議会で補正をお願いしており、早期の復旧工事を目指してまいります。なお、8月3日に激甚災害の指定がされておりますので、今回申請が認められれば補助率の高い補助金の交付が可能になりますので、査定に期待をしているところでございます。

農林業関係では、林道3カ所、農道3カ所、ため池2カ所、農地2カ所、水路1カ所、農村公園1カ所、山地2カ所の計14カ所、被害額は約1,450万円です。ため池1カ所と農地1カ所については、国の災害補助事業として対応するように進めています。その他については、9月補正予算で予算計上し、今後復旧工事に取り組みます。

家の裏山崩壊は3カ所で、そのうち2カ所については県の平成25年度補助事業として採択になるように県と協議中です。

水田は全域で約250ヘクタール、転作大豆約5ヘクタールが冠水、菊とトルコギキョウが路地と施設で3.1ヘクタールが冠水と倒伏の被害があり、被害額は約3,300万円です。

四日市場排水機場は36時間、三名生排水機場は1時間、五間堀排水機場が12時間稼働いたしました。

2点目、今後の短期、長期の対策です。

まず初めに土木施設の短期対策でございますが、これまでと同様に、大雨警報が予想されるときは大住地区、船岡西二丁目地区、船岡南一丁目地区及び槻木西三丁目地区などに仮設ポンプを設置して早期の冠水解消を図ってまいります。西船迫地区では沢水の排水先のごみの除去などの巡視を徹底してまいります。また、流入口スクリーンの改良や地下の雨水管へのスムーズな排水が図られるよう、流入升の改良設計を本年度中に委託して来年度に対応してまいります。槻木地区は四日市場排水機場前で名取水路の早期分水化の分水門設置工事を進めております。また、要所要所の水門を適切に開閉操作の上、排水機場の運転と相互に連携して、槻木、上町、白幡地区一帯の早期冠水解消を図ってまいります。

次に長期の対策でございますが、狭小断面や勾配不良などから排水不良を発生している地区の側溝整備や道路冠水が発生する箇所のかさ上げ化を年次計画で進めてまいります。船岡西二丁目地区や南一丁目地区及び槻木白幡地区などは、平成24年度から本格化する西住地区の公共下水道事業鷺沼排水区雨水対策事業と同様に、国の支援を受けられた中で調整池や排水幹線の拡充を図れたとしても、莫大な費用と事業期間が長期にわたることをご理解いただきたいと思っております。

農林業関係ですが、四日市場排水機場の排水能力は十分にあるのですが、サイホンや水門等の問題があるために、五間堀から柴田小学校までの左岸低地排水路や館前堀から海老穴地区の右岸低地排水路から排水機場へ流れる低地幹線排水路への流入が悪くなっており、大雨のために水田の冠水や道路が越水する状況になっています。

短期的には、今年度の県営湛水防除事業により、左岸低地排水路五間堀の道下サイホンの改修のための調査測量設計が実施され、工事については平成26年度に施工する計画です。また、右岸低地排水路の館前堀の水門とサイホン改修のための調査測量設計が実施され、工事については富沢16号線道路改良工事とあわせて施工する計画です。

長期的には、五間堀から柴田小学校までの左岸低地排水路のサイホン改修等の調査測量や改

修工事ができるように土地改良区と連携しながら県と協議を進め、何らかの補助事業で対応できるように取り組んでまいります。

林業関係につきましては、上野林道の起点である西船迫二丁目地内の集升改良について、都市建設課と連携し今年度に測量調査設計を行い、来年度に施工する計画でございます。

また、ソフト的対策としては、気象情報や降雨情報等を行政区長や町民に防災無線や配信メールにより送信し、自主防災組織を中心とした活動により、道路の冠水や洪水等に地域の住民の方々にも備えていただくことが重要であると思っています。

3点目の集中豪雨の対策でございます。

初めに土木施設関係ですが、1時間に50ミリから60ミリの雨量は昨年9月の台風15号で観測されたもので、排水路施設の能力を超えるものから、低地や排水路が合流する場所で溢水や冠水が発生いたしました。対応策に、排水路の拡幅改良、バイパス水路の新設、ポンプ場の新設、調整池の新設等が考えられますが、道路敷地幅や他の地下埋設物などさまざまな制約から簡単に対処できないのが実情でございます。仮設ポンプの増設を要望されますが、ゲリラ豪雨のような激しい雨量では相当大きな口径のポンプが必要となり、設置場所や発電機やポンプ本体などの設備調達などを考慮すると非常に難しいと言わざるを得ません。

以上の点を勘案すれば、2点目で申し上げた仮設ポンプの設置、巡視パトロールの徹底、水門操作や排水機場運転などの相互連携などを確実にを行い、冠水などの被害軽減や早期解消を図ってまいります。

次に農林関係でございますが、用排水路については、排水を早期にできるように取水口の水門の閉鎖や他の水門の開門、排水機場運転準備等についてこれまで以上に迅速に対応できるように土地改良区と連携してまいります。また、農道、林道については、これまでも定期的に巡回し側溝や集水升の土砂、枯れ葉等の撤去を行ってきましたが、巡回数をふやし小まめに対応するとともに、住宅に影響が心配される上野林道については重点的に取り組みます。

このように町としてもさまざまな対応をしておりますが、台風や集中豪雨の水害を少しでも軽減するには早期の対応が必要です。しかし、行政や業者だけではその対応が間に合わない場合がございます。このため、自主防災組織や地域住民の方々についても、日ごろから側溝や集水升の点検、枯れ葉等の撤去にご協力いただければ少しは災害も減らせるものと思っております。今後、行政区長会議などで協力を呼びかけてまいりたいと思います。

4点目、台風4号の豪雨のため、西船迫6号公園周辺の町有林を伐採した後の土砂が道路に流れたということでございます。

西船迫6号公園敷地内に流れ込む町有林などからの雨水を住宅地に大量に流れ込まないよう、西船迫6号公園と幹線道路の間に側溝を新設し、公園敷地外にできるだけ雨水を流出しないよう現在整備計画を進めております。それに加え、周辺住宅地が幹線道路などより低い地盤高で大雨時の浸水が多くなってきていることから、現在道路に埋設されている雨水幹線管渠に接続している取りつけ雨水管の口径を15センチから30センチに倍に布設がえを行い、排水機能の向上を図ります。さらに、道路上の雨水マンホールの鉄蓋を、大雨が予想された時点から速やかにマンホール内に排水が可能となるように格子状の円形グレーチングの設置を行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

5点目の指定管理者として認定してほしいということでございますが、西船迫6号公園に隣接する里山には町指定史跡「森合横穴墓群」があり、奈良時代につくられた約100基の古墳群が点在しています。平成23年度に地元29A区の要望を受けまして、この古墳群がある里山の一部を、みやぎ環境税交付金を活用し、樹木の伐採や遊歩道の整備、地域の皆さんによる植栽などを行いました。しかし、事業区域内に古墳群があることから、宮城県教育委員会文化財保護課による埋蔵文化財発掘調査が行われ、県からは「森合横穴古墳群」の分布する里山一带については現状維持で古墳群を保存するようこれは強く指導されており、文化財保護法により規制されている状況の中で、行政区に指定管理を指定して自由裁量で管理できないというふうに考えております。

ただし、保存に影響のない小枝や下刈り程度の維持管理の範囲内の作業であれば問題はございません。そこで、現在、町は住民主体のまちづくりを進めており、そこに住んでいる皆さんで活動する地域計画の策定を進めております。計画策定後は、地域計画に基づく活動に対し財政的支援を行い、地域コミュニティの充実強化も考えております。ぜひ、みやぎ環境税交付金を活用して整備されたこのエリアにつきましても、歴史や環境学習の場や地域住民の憩いの場となるよう、西船迫6号公園及びその周辺の里山の管理について、今策定中と聞いておりますが、地域計画の中に29A区民の総意として盛り込んでいただけるようお声がけをぜひお願いいたします。

次には、関連する地区計画について5点ございました。

地域計画の策定を通して日常生活の場である地域を点検し、地域の皆さんが話し合い知恵を出し合い、それぞれの役割分担と責任を持って、自分たちの地域の将来をどうしたいのか、そして、課題の解決のための活動事業を実践しながら地域の将来像を実現していくまちづくりを目指しています。全行政区を金太郎あめのようにどこから切っても同じというやり方ではな

く、地域地域で抱えている問題や課題、そして伝統などの違いがありますので、地域に合ったまちづくりを通して元気で活力ある地域に、その結果、住民主体の地域づくりにつながるものと考えております。

2点目、各行政区では、地域活動参加者の固定化、少子高齢化に伴う後継者不足、地域の担い手不足など、コミュニティの存続が危ぶまれる課題を抱えています。この課題を解決するためには、地域の役員だけでなく、子供から大人までの方々が地域に関心を持ち、地域の活動に主体的に参加することができるようにすることが重要です。そこで町では、地域計画策定支援として、行政区長を対象とした集合説明会を延べ7日間、各行政区の要請に応じ、土・日曜日を問わず個別説明会に参加して、地域計画がなぜ必要なのか、どのような方法で地域計画を策定するのか、町の支援体制などについて説明をしています。また、地域計画づくりの初期の段階からできるだけ多くの方々がさまざまな形で参加できる機会を設けることを地域計画づくりの重点項目として、定期的に地域計画策定資料を行政区長に配付しております。

3点目、地域計画は、行政区内に策定組織を立ち上げていただき、策定組織を中心に地域計画づくりに取り組んでいただいております。地域計画は平成25年度からおおむね5年間の計画としておりますので、今年度中に作成していただくことが望ましいと考えますが、行政区によって進捗状況に差があるのが実情です。地域で策定される計画の内容について地域と町が協議を行い、完成した地域計画はまちづくり政策課が窓口となり受け取り、全課で情報を共有します。

4点目、町では各行政区が策定した地域計画については、各行政区間の均衡、事業効果、他事業との関連及び緊急度など関係課や財政課と話し合いを行い、第5次柴田町総合計画後期基本計画（平成27年～30年）及びローリング方式で毎年見直しを行い、実施計画書作成に反映してまいります。

5点目、地域計画は地域の将来をそこに住んでいる地域の皆さんでつくることになりますので、今までとは違い地区の役員に委任するような手法ではないので、戸惑いがあることも事実です。しかし、地域の方々のこれまでの経験や知識を生かし、主体的に地域計画づくりを進めていくことが重要ですので、初めから弾力的な説明はしておりません。できるだけ基本を説明して実践を繰り返す中で、その地域に合った地域計画となることが大切だと思います。各行政区の組織や進捗状況も異なることから、現在は町では、主に地域計画づくりの基本的な手法、手順などについての支援に努めております。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 佐々木守君、再質問はありますか。許します。

○6番（佐々木 守君） まず最初にお伺いしたいのは、3. 11以降、東日本大震災の後、かなり崖崩れだとか泥といますか、そういったものの流出がふえているんじゃないかなと思うんですね。先ほど回答いただいたのでは、台風4号の場合、27カ所、約2,200万円の損害だということなんですけれども、そういう中であって、この間の台風4号の後、危険箇所、当然調査をされたと思うんですけれども、その結果について、3. 11の前、後に比較してそういう危険箇所がふえているのかどうかお答えいただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） それでは、佐々木議員の質問にお答えします。

3. 11の前と後での危険箇所の状況ということですが、件数は定かではありませんけれども、やはり震災によって大分地盤が一部ちょっと崩れたり、あるいは地盤沈下を起したりということで、そういった区域についてやはりこれまでにないような内水による被害が発生している状況です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 多分かなり地盤が脆弱になっているんじゃないかなと、このように思われるわけです。そのためにはいろいろ修復計画を町としても立てないといけないと思うんですけれども、まず短期と長期に分けてやる必要があるのではないかなと、このように思います。先ほどの答弁では9月の補正を組んでやれるところからということなんです、27カ所今度の補正で全部やれるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。災害復興対策監。

○災害復興対策監（平間広道君） お答えいたします。

町長が答弁申し上げました27カ所につきましては、今回の9月の補正でいただきまして、設計を行った上で発注してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 工期の期間ですね、年度内で終了するんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。災害復興対策監。

○災害復興対策監（平間広道君） 川とかが大分多いんですが、基本的には年度内完成を目指して進めてまいりますが、場合によっては繰り越しをお願いするという場合もあります。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

- 6番(佐々木 守君) 農政関係のほうは14カ所という答えでしたけれども、こちらも9月の補正は組まれるのでしょうか。
- 議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。農政課。
- 農政課長(加藤嘉昭君) 補正予算のほうで計上しております。
- 議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- 6番(佐々木 守君) これは年度内に終わることはないですね。
- 議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。農政課。
- 農政課長(加藤嘉昭君) 大きな災害じゃなくてある程度金額が低い箇所が多いものですから、順調にいけば年度内に全て完了するという事で考えております。
- 議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- 6番(佐々木 守君) 先ほども短期と長期というふうなことをお話しさせていただきましたんですが、やはり年度内にできないものについてはいろいろな形で住民の方々にお知らせをしていくと。こういう工期でいつまで終わるといふようなことを、できれば町政報告会でも何でもそういった機会を利用してひとつ告知をしてもらいたいというか情報を提供してもらいたいと、このように思いますがいかがでしょうか。これは農政、それから土木、両方含めてお願いします。
- 議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。災害復興対策監並びに農政課。
- 災害復興対策監(平間広道君) 設計等が終わりまして発注がめどが立ちましたら、区長さん等を通じてお知らせをしていきたいと思っております。
- 議長(我妻弘国君) どうぞ、農政課。
- 農政課長(加藤嘉昭君) 同じように、地元の行政区長を主に連携しながら工期等も周知していきたいというふうに考えています。
- 議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- 6番(佐々木 守君) 27カ所の被害について全部質問できればいいんですが、私1人での調査範囲ではちょっと無理なので、私が一応調査した点に絞ってですね、何カ所かに絞って質問させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

こういった集中豪雨のたびに、やっぱり被害が出る箇所というのが大体決まっていると言ってもいいと思うんですね。それがなかなか解決しないというのは、特に異常気象の問題があって、今まで想定されたような形でいろいろな施設が追いついていないと、こういうふうな状態だと思うんですけれども、そんな中でもやはりやれるものから、毎回苦情が出ているも

の、こういったものをいかに解消していくかということからやっぱり始めていただかないと、住民としてもなかなか納得しない面があると思いますので、その辺をお伺いをしたいと思います。

かねてから問題になっていました太陽の村への出入り口の道路、四丁目と太陽の村に上がってくる道路の交差点、ここに結局排水口があるんですね。それから、旭園から来る道路、そのところにもため池があって、そこから排水口があって排水されるという形になっているんですけれども、双方結局排水口ではのみ込み切れずにそこから毎回あふれると、こういうふうな状況になっているわけなんですけれども、その後の対策、今度の9月の補正の中にもそういった改修工事の予定が入っているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。災害復興対策監。

○災害復興対策監（平間広道君） 旭園の下のところだというふうに思っていますが、実は沢からの排水の系統が大雨でいつも溢水しまして泥水とともに流れてくるということで、地権者の方の了解を今得まして、土地を寄附をいたしますという前提で調査に入りまして、ただ、寄附をお願いするには土地を分筆して所有権を移転しなければなりません、その測量作業が始まったんですが、土地の境界の関係でなかなか進みません、今まだ作業中でございます。それでその作業中でございますので、それが終わりましたら、実は昨年度の繰り越しの予算の中で確保しておりますので、その作業がまとまれば工事のほうに着手して入っていきたいというふうな予定にしております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） なかなか工事が進まないのは、地権者のですね、境が確定できないので工事ができないというふうことを聞いているんですけれども、それは道路との境なのか、山側との境が確定しないので工事に入れないのか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。災害復興対策監。

○災害復興対策監（平間広道君） 道路というよりも、山のほうの境界が町が持っているデータと若干食い違いがありまして、その整合にちょっと時間がかかっているということでおります。そのような内容でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） その下にため池があるんですけども、あそこはしゅんせつしていただいたんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○災害復興対策監（平間広道君） 現状の形はため池なんですけど、実は個人の所有地の池でございまして実際町が入っていけない状態ということでございますので、しゅんせつ等はやっておりません。

○議長（我妻弘国君） 再質問を認めます。

○6番（佐々木 守君） それから、太陽の村からどっと側溝を流れてきた排水口に入る水ですね、これがあふれ出るということでお話をさせてもらったんですが、それで、その排水口からあふれないために、脇に新たな排水口というんですかね、そういうのをつくるというような話をお伺いしているんですけども、それはどういうふうな形で工事されるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。災害復興対策監。

○災害復興対策監（平間広道君） 太陽の村から来る道路に水が集中して、一番下流というか一番下のほうで集中して、そのために水のみ切れずにあふれるということで、途中で水を分断するような工夫で横断側溝を数カ所設置をしていきたいというふうに思っていますし、それと、末端で団地の雨水幹線に排水する集水升が実は1カ所しかないんですね。ため池のほうから来る水路のほうに1カ所に集めて落としておりますので、そのためにのみ切れないという現状でございますので、両側にもう1カ所排水升の新設を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） そうすると、その工事が終われば四丁目側の排水口からあふれ出なくなるということと、それから、旭園側からおりてくる、ため池側から入ってくる排水口のほうですね。ここもしゅんせつをしていただいたので、多分これから漏れることないのかなとは思いますが、結局、本船迫のあの地域に対してこれから道路へあふれていくということはやっぱり集中豪雨の場合はありますか。やっぱり50ミリとかそんなだったらちょっとだめですか。どんなものでしょう。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。災害復興対策監。

○災害復興対策監（平間広道君） 我々も50とか60ミリというのは初めてのことでございまして、想像を絶する雨量ということで驚いているところなんですけど、先ほども申し上げたような対策を進めていけば、少々の雨でも冠水が防げるんじゃないかというふうに思いつつ対応してまいります。あと、団地の下ですね。ちょうど45号線なんですけど、一部低くなっているところがありますが、その集水升の改良等を今回発注しておりますので、そういう面も検討を加えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） それから、先ほど町長からも回答をもらったんですけども、西船迫6号公園ですね。これ町有林を伐採したからその土砂が道路にあふれ出たんじゃないかというふうなことをね。台風4号の前まではそういうことはなかったんですね。だから、伐採しただけの理由ではないんじゃないかと思うんですけども、あそこは「森合横穴古墳群」という形で史跡公園になっているもので、県の再調査が入ったんですね、杉伐採後に。ただ、その調査されたのはいいんですけども、埋め戻しをきちっとしていなかったというのが事実なんじゃないかと思っているんですが、その辺の点検はされたんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民課。

○町民環境課長（佐藤富男君） 西船迫6号公園関係で里山整備ということで、昨年、みやぎ環境税を活用いたしまして整備をいたしました。その後、県の文化財の調査があるということで発掘調査が行われました。その後、調査を行いまして、町でその後の復旧を行っておりますので、それについては、地元の行政区長さんも立ち会いのもとに整備しまして、私のほうも完了の検査を行っておりますので、埋め戻しが不十分だったということはありません。それで、再度ウッドチップなんかもう一度再生いたしまして敷き詰めてやっておりますので、そういうことはないものであります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） ということは、31ミリの豪雨によるというふうに解釈してよろしいですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○町民環境課長（佐藤富男君） 時間雨量30ミリというふうな条件になりますと災害を発生するような雨量でありますので、それは西船迫6号公園の付近だけじゃなくて町内あらゆるところで出ておりますので、それだけでありませんので、時間的に一時的に降った場合についてはそういう災害が発生するおそれがあるということでもあります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） そうすると、先ほどの答弁で側溝というようにお話をいただいたんですが、その側溝を直す場合に、3.11のときに道路がかなり傷んでいるんですね。だから、住民から言わせればそちらもあわせて工事してくれるのかなという期待を持っているようなんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。災害復興対策監。じゃあ上下水道課。

○上下水道課長（加藤克之君） 今言われている道路の被害というのは、西船迫6号公園のすぐ前の幹線道路が沈下している部分と言っているんですか。あの部分については、以前からやはりああいふふうな形で沈下をしているというふうな状況で私は捉えています。あの部分については今回の3.11の地震で沈下したというふうには捉えていないんですね。あそこの部分をまたもとに戻して高くしようというふうにすると、東側に行っている町道とか全部上げなくちゃならないんですね。そうすると、今の東側についている宅地というのは今の道路なりに全て形成されていますので、道路を上げてしまえば、周りの宅地が今度入り口とかそういうふうなことで全て支障が出てくるというふうことになりますので、今回の雨の対策については、西船迫6号公園から出てくる水を町道を越して東側の道路のほうに流さないというふうなことを基本的に考えて計画をしているというふうな状況です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） ということは、公園側の反対側、住宅地になっているわけですよね。道路をかさ上げすると逆に水が住宅地のほうに入っていくと、そういう理解でよろしいですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（加藤克之君） 私のほうでは現地を見て、道路自体は北から南のほうに下がっていくような勾配になっているんですけども、その勾配を通すと大体70センチぐらい一番下がっているところで下がっているんですね。それを戻そうとすると、やはりそういう宅地への影響が出てくるというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） そうすると、陥没したなりのところに新たに舗装工事をするという形になりますか。それに沿った形というか、今の3.11後の道路状況に沿った形で工事が進められるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） 私のほうでは、あくまでも公園の敷地を利用して、道路と平行に南側のほうに雨水を持ってきて、歩道と歩道の外側に側溝を入れて、南のほうに道路が沈下して過ぎていく先ですね、そちらのほうの雨水管渠に流入させたいと。ちょうど下がっているところから勾配が戻って、その先になりますと雨水管渠の径も太くなるんですね。ですから、そこまで持っていけば十分に流れるだろうというふうに考えています。

○議長（我妻弘国君） 間もなく会議終了の4時を迎えますが、このまま会議を続けますのでご

了承願います。

再質問どうぞ。

○6番(佐々木 守君) そうしますと、公園側の側溝の工事についてはその南側にある排水口までということの理解でいいですか。

○議長(我妻弘国君) 答弁をお願いします。上下水道課長。

○上下水道課長(加藤克之君) 幹線道路の真ん中に雨水の管渠が入っているんですね。ちょうど真ん中ぐらいになりますが。その南側に行きますと管径が太くなっていますので、そこまで一応導いていきたい。そこから流すというふうな形で考えています。それは今回の9月補正予算の中で計上させていただいているんですけども、その前の対策としては、東側に行く町道ですね、向こうのほうに雨水が流れていって冠水しますので、その部分のマンホールのふたは、今冠水すると流れていかないんですけども、そのふたを取りかえてグレーチングのマンホールふたにして、そこからどンドン流し込むような、大雨が降った場合についてはそういった措置をとるというふうなことで、今もう製作して倉庫のほうに準備しているというふうな状況です。

○議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。

○6番(佐々木 守君) わかりました。

それでは、次に西船迫6号公園の管理の問題についてお話をさせてもらいたいと思います。

昨年の第4回定例会でも実は質問をさせていただいているんですが、その場合回答をいただいているのは、地域との整備計画についても当初から住民とお話し合いをし、地域の要望を踏まえた形で、歴史を活用した環境教育、また里山のハイキングなどできるような場に整備をしながら、地域の住民の方々の要望に応えた内容にしていきたい。今後の維持管理についても地域住民の皆さんと協力し事業を行っていきますという回答をいただいているんですけども、多分この昨年の12月に質問したことが実行されなかった面は、最初、町有林のほうの伐採、杉林が伐採された後、県の史跡公園のために再調査が入ったと。その関係で結局、計画と違いますかね、住民側のボランティアとしていろいろ活動している中の年度計画にずれが出てしまったと。そのために町との話し合いがつかない中でいろいろ作業を進めてきたと。そういう意味で、今現在あそこで皆さんボランティアとして作業してくださっている方々のいろいろな意見が噴出してきたというふうに私自身は考えているんですが、これを、管理のあり方ですね、要するに西船迫6号公園の管理とその周辺、町有地の杉林を伐採したところと、それから、これは町でも多分県でもそうなんでしょうけれども「森合横穴古墳群」の史跡ということになって

いるんですね。だから、その管理をどういうふうにしていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課。

○生涯学習課長（加茂和弘君） 生涯学習課のほうからは、この史跡についての管理のあり方ということで今ご質問があったんですけれども、あくまでも昔からの100基の古墳が点在している里山でございますので、文化財を保護する立場から現状を余り動かさないで管理ということがまず基本になっているわけです。そういう指導を受けて、管理するという立場からいえば、現状を余り変えないというのが県からの指導になっているわけでございます。だから、特に大きな管理というのは、そういうのを保存していくというのがこちらの文化財保護のほうからの立場でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 要するに、当初あそこのボランティアとして作業を始めたのは都市建設課との間の話し合いだったんじゃないかと思うんですけれども、西船迫6号公園の下草なりだけを全部やっていくというようなことから始めたらしいんですね。それが、だんだん今言いましたように町有林の下刈り、あるいは横穴古墳群の森合史跡公園ですね、こちらの下刈りというふうな形でかなり面積が広がったと。ですから、当初は町民環境課、29A区でいえば環境部だけでもやっていけるような状況だったんじゃないかと思うんですけれども、でもそれだけではもう管理が追いつかないというふうなことで、今は区が各家庭に対して、何月何日西船迫6号公園周辺の下草刈りをしますとか、それでご協力お願いしますというようなことでご案内をしているわけですね。今、多いときは90人から100人近いんですね。通常、毎回参加する方が五、六十人、これは常時参加されてこられると。

そうすると、前のときもちょっとお話ししましたけれども、結局ことしみたいに夏暑いときに下草刈りをやるとなると、熱中症とかそういうおそれ、心配もあるわけですよ。そうすると水をどうするかと。あそこ水道を引いてもらう約束になっているんですが、まだ水道は通っていませんよね。そうすると、どこで水をといえばやっぱりペットボトルの水しかないわけですね。そうすると、それを例えば90の方々々に配付するということになればそれなりの金がかかると。じゃあそれを区費で賄うのかというような意見も出ているわけですよ。

だからそうじゃなくて、やっぱり町長からも今答えがあったように財政支援も含めてというふうなお話をいただいたわけなんですけれども、だとするならばどういう形の管理を進めていくのか、これをきちっと。それで、どこの課が担当してこれから住民と打ち合わせをしていくのか。その辺もお答えいただきたいと思うんです。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課。

○生涯学習課長（加茂和弘君） 生涯学習課から今回答はしますが、立場上は、先ほども申しましたように文化財を守っていかなくちゃいけないということが前提で、うちのほうでは今しばたの郷土館の文化財保護のほうで対応しているところなので、これから管理運営、どういうふうにうちのほうでそこにかかわっていけばいいのかということなんですけれども、古墳に被害がないように気を使っていただくという面での指導はしていかなくちゃいけないのかなというふうに思っています。

あとは、地域の方々が、あそこの今、この前遊歩道をつくっていただいた、皆さん頑張ってやっていただいた、そこの部分を有効に活用してもらって憩いの場にしていただくということだと思っています。その上で、船迫生涯学習センターが窓口になって皆さんとともにできると、あと町に連絡をするようなことがあれば窓口となって対応していくということで、私のほうではソフト面での支援ということで考えているところです。

○議長（我妻弘国君） 済みません、補足説明、まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えしたいと思います。

午前中、佐久間議員にもお答え申し上げた次第なんですけど、実は今各行政区において地域計画というようなところで、地域にいろんな資源があります。先ほどの西船迫6号公園、そして古墳群も29A区の特種な資源というようなところで、いろんな活用が今後計画されるということで、みやぎ環境税を導入しながら整備計画がなされたと思います。

今後について具体的にお話を申し上げますと、やはりその資源を地域としてどのような学習の場にしたいのか、そしてどのような形でそれを近隣の子供たちに学習提供するのかなどか、そういう具体的な、今、地域計画の中で一つ一つ地域としてこういう使い方をしたい、こういう整備をしたい。その場合、例えば水道が欲しい、それとも街灯が欲しい、こういうようなものも具体的に地域から年次計画で、ある程度この年につけたい、水道については早急につけたい、こういうような地域の要望を具体的に今、年次ごとにまとめていただいて、それをまちづくり政策課のほうで関係課と調整しながら、何年に設置、そしてこれは補助事業の中で積み立てしながら行政区の中で設置をすると、そういうような役割も担っていただく。こういうような新しい制度を今後つくっていききたいというようなことで午前中はお話を申し上げました。

西船迫6号公園、古墳群についても、やはり住民主体で整備をしていたというようなこともありますので、ぜひ地域の中で資源を大切にこれからも維持していただきたいというようなこと

とも踏まえて、ぜひ地域計画の中でそれを具体的に一つ一つ出していただければ、まちづくり政策課のほうでは、ご支援というか、補助を踏まえたところで、あとアドバイスも踏まえてソフト的なところもできるかなというようなところで今準備をして、行政区のほうには今本当にお願いをしているというような状況です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 12月の前回の質問のときに回答をいただいているのは、やっぱり住民の方との協働でまちづくりをしていきたいと。その中で町のモデルにしたいとまで町長はおっしゃったはずなんですけど、それについて町長お答えください。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） この文化財につきましてはいろいろな考え方がございます。私も文化財の課長と部長の間で、文化財というのは保存しているだけではだめだと。実際、保存も十分ではなかったのがこの森合古墳群でございます。ですから、環境学習とか歴史学習に生かすためには道路の整備が必要だということで、共同でその辺の公園整備を図るということをしていたんですが、ただ、残念なことには、県に通知というんですか、協議する前に伐採をしてしまったという、これは文化財保護法上ちょっとよろしくない事例がございまして、町長がてんまつ書を書かせられたということがありまして、それで今ちょっとおとなしくせざるを得ない状況にあります。ですから、そういった意味ではもう少し落ちついた段階で改めて、文化財を壊すのではなくて、その文化財を地域の生活に生かしていく、子供たちの学習に生かしていくためには、最低限手続をきちっととって、そして道路整備ということも可能ではないかなというふうに思いますが、ちょっと始末書を出した関係もございまして、今のところは文化財のほうからはしばらくはそのままにしてもらいたいというふうに言われております。

ただ、管理につきましては、今まちづくり政策課長が言ったように西船迫6号公園は本来町で管理しなければなりません。ただ、この公園管理については公園愛護会というものがございまして、それで同じスタンスでやっているものですから、なかなかここだけにというふうにはいかないというような内部での打ち合わせもございました。けれども、プラス古墳の管理ということも今回含まれますので、私としては、さっき言った地域の中の計画に、地域計画の中にきちっと盛り込んでいただいて、町民の方の総会でその計画がオーソライズされれば、もちろん原材料費ですね、燃料代、今かかっている分を補填しても、町が直接管理するよりも経費としては少なくて済むという考えでありますので、そこはきちっと住民のオーソライズですね。よくよく聞いていますと、なぜ我々地区民がやらなきゃならないと、そういう意見も別ルートか

らちょっと聞こえてくるものですから、ぜひこの地域計画がみんなの総意として認められて町に提出されれば、その分の西船迫6号公園及び古墳の管理に関する経費については補助金を出して、ほか以上にやる回数が多いのであればそれもきちっと積算根拠に入れますので、そして地域の中に町と一緒に利用してもらおうという方向に、まずは第1段階、管理のほうから進めて、もう少しほとぼりが冷めましたら、また道路とか植栽についてはきちっと計画をつくって文化財保護課に行って、問題がなければ整備のほうをしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） せっかく住民の皆さん方の意思で、今現在はまるっきりボランティアなんですけれども、その中でいろいろ管理をしてくださっているんですね。これが潰れないように、やっぱり町のほうも協力するなり話し合いをするなり、私も機会あれば住民の方とお話し合いしながらどういう解決方法があるのかしていきたいと思いますので、早急にどういう管理をするのかをひとつ決めていただきたいと、町とですね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○町長（滝口 茂君） とにかく一生懸命なんですね、地区の方々。ただ、一生懸命なんです、我々もちょっと気づかなかった面がございましたので、やっぱりあそこは文化財の指定になっているんだということで、ですからこれについては一々通知というものをしなければならぬというふうになります。そういったものを地域の方にご理解をいただかないといけません。好き勝手に町がやれないんだということがありますので、それは手順を踏んでやらなければならないと。ただ、手順を踏みさえすれば、支障がなければこれは必ず協議なのでお互いの了解の方向に行きますので、多分大丈夫だろうというふうに思っています。どの文化財でも同じです。手続さえ踏めば了解をいただけますので、そこは丁寧にやっていくということです。

ですから、当面は地域の方々に最低限の草刈りとかをしていただきたいなど。次の段階で、先ほど申しましたようにきちっとした道路とか遊歩道ですね。そして、この森合古墳群が子供たちの歴史環境の教育の場と、それから町民の憩いの場となるような整備は一緒に進めていかなければならないと。ですから、先ほど言った短期的なものとか長期的なものを分けて整備と管理を進めていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ地域住民の方にはルールがあるんだということと、町としては、やっぱり地区の総意というものがどうもちぐはぐに来るものですから、環境部の方と区長さんとの関係もね、それがあってちょっと戸惑った面がありますので、議員さんからも、そういうルールと、1つとにかくまとめれば町としては支援しや

すいんだということもぜひお伝えいただきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） わかりました。

じゃあ次、2問目に移らせていただきます。

質問2問目なんですけれども、今、町は地域に対してどのようなまちづくりをするのか。まちづくり基本条例が施行されてから1年半ぐらいになると思うんですけれども、その中でようやく動き出したのかなというふうに理解をしているんですが、今、29A区だけじゃなくて、42の区でいろいろ依頼されて計画の策定づくりを進めているようなんですけれども、中身はまだ理解をしていないように聞こえるんですね。その辺、各区での説明会とかそういうのをやられているんじゃないかと思うんですけれども、どのような説明の仕方をされているかお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） やはり新しいルール地域づくりというようなことで、同じ説明資料を持ってまず各行政区に行かせていただいております。ただ、その前段として、各行政区長さんをお呼び申し上げまして、まず地域というか地区の現状を実際的には確認をさせていただいております。その中において、やはり地域の役員、自治会の役員、行政区の役員の皆さん、いろんな立場の方たちがおります。その中において、どのようなタイミングで地域の皆さんに町の考え方を説明していいかというような、まず説明会の日程を調整させていただいて、その場に我々まちづくり政策課のほうで資料を持って伺って、同じ資料でなぜ地域計画づくりが必要なのか、そして最後にはどういう支援を今後町として考えるか。あと、手順としてやはり町民総意、地区民総意というようなところでいろんな手法の仕方もありますというようなところ。アンケート調査のデモ的というんですか、サンプル、こういうようなものも提示しながら、やはりこれは各行政区で対応する。やはり各行政区の組織の力によっても全然違いますので、同じものは使えないだろうと。ですから、十二分にそれは区内の中で話し合いをして、使うか使わないか、配付の仕方をどうするかというようなのは、やはり皆さんの話し合いから始めてくださいというような形で今各行政区に伺っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 今、地域の計画委員会なるものがそれぞれの区で多分つくられつつあるんじゃないかと思うんですが、その場合、例えばここで町のほうでは例を挙げているんですが、介護の問題とか健康の問題とか、安全の問題とかコミュニティの問題とかごみ問題とか、

こういうようなことで提案しているんだけど、計画をする側、これがちょっと問題を抱えているといいますかね。ということは、従来の組織があるんですよ、区には多分。私の住んでいるところはやはりそうですからほかもそうだと思うんですけども、例えば総務部。総務部はもうこれは計画を立てるところなんですね。それに環境部があり体育部があり、それから文化部がある。それぞれ今まで計画を立てて区の行政をやってきたと、こういう流れになっているんですね。そうすると、今度新しく地域計画委員会が計画を立てると。それは今までの部とは関係なしに計画を立てていくわけですよ、新しい組織ができた場合。そうすると、そこでの整合性をどういうふうに町としては指導しているのかということですね。ちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 計画の策定については、先ほど来からやはり各行政区の組織がいろいろ違っております。やはりきちんとされているところについては、今の組織の中で意見集約をしたいというようなところもあります。もっと革新的なのは、我々役員だけじゃなくて、逆に役員以外の住民を策定委員にしたいと、こういうような行政区もあります。その辺は町がこうしろということじゃなくて、やはり地域で抱えている課題の抽出なものですから、それは地域にお任せしますと。作業の仕方についてもやりやすい方式でというようなところで、それほど負担がかかるような形で必ずこうなさいというようなことではなく、弾力的に取り組んでいただければいいというようなことで、今回はあくまでも新しい制度としてきちんとこのマニュアルのとおりということじゃなくて、やはりこの仕組みづくりに携わっていただくというような経験をまず体験していただきたいという気持ちも込めて、弾力的にそれは行政区のほうの判断にお任せしているというような形で説明はしております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） そうすると、住民側から言わせると、今まである組織は毎年毎年計画を立てて行ってそれを繰り返していくと。その経験を積むことによっていろいろな行事がますます盛んになるといいますかね、そういうことを期待しながら計画を立てていると。今度の場合、町が指導しているのは、一応5カ年計画で立てなさいということなんですが、そうすると5カ年終わったらあとやめるのかと、こういうふうな意見もあると思うんですが、その辺はどうなんでしょう。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 町でも、基本計画というようなところで今8年計画で動

いております。8年後のまちづくり、柴田町の将来像を見えています。ですから、今各行政区にお願いしているのは5年後の行政区の未来図を目標にしてください。当然、その5年後については今度また5年後の地域の課題があるはずですから、それを将来に向けての計画ということで、毎年毎年というか毎回毎回その辺は見直しが必要になってくるだろうと。ですから、こういうようなことによってまちづくりに地域の人たちが主体的に参加していただきながら、やはり地域を活性化していただきたいというようなところで、1回きりの計画というような形での説明はしておりませんでした。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） それともう一つ、5カ年計画を立ててまちづくりのほうに計画を上げるのだと思うんですけども、その計画が一応審査されてオーケーになった場合、経済的・予算的措置もするというようなこともうたわれているんですが、その辺の場合の予算の確保というのはどれくらいの金額を想定しているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実は今制度設計をやっているというようなところで午前中からお話をしておりました。具体的には、やはり各行政区に1つの考え方を示しまして話し合いが必要なのかなというようなところで、既存のコミュニティ助成、今1,000万円出しているわけなんですけど、それに加算するような形で上乘せを考えて地域の支援をしていきたいというようなことでは考えております。ただ、まだ具体的にお示しできないというような現段階になっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） それからもう一つ心配しているのは、計画を提出し採用され、実際に5カ年でその仕事をするというか作業をすると。町の活性化のために頑張るといような形になると思うんですけども、その際、町の計画に採用されなかった場合、予算化は見送られるのかというような不安も持っているんですね。だから、そういうことを町の計画に採用されなくても予算措置はしてもらえるのかどうかということもお伺いしたいんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 当然、やはり各行政区から出てくる要望というのは想定できないものがあります。ただ、我々説明の中においては、ここに道路をつくってくれとかここに何をというような、かなりですね、やはり5年10年でできないような、財政の説明もできない計画も要望も出てくるかと思えます。この辺についても、5年10年のスパンというか、長

期的な計画の中でやはり位置づけをしていきたいと考えております。

ただ、我々のほうとしては、今現実的に5年の計画の中ではですね、各行政区の中で5年間でできるものを具体的に示していただいて、できるだけその辺は支援できるような形で持っていきたいと思っております。ただ、先ほど来から言うように、道路をつくってくれとか舗装を来年してくれとか、こういうようなものについてはやはり町の順位もありますので、その辺については調整が必要になってくると。ただ、優先順位を、後期計画とかそういう町の大きな計画の中には、何年後にというそういうような表示の仕方は、整理は可能かなというふうには考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） それから、町が行うということで指導する項目が一応載っているんですけども、1つは、新たな制度の創設、必要な予算措置として地域の活動に対し補助金等を交付しますと。それから2つ目が、町の実施計画などに反映をすると。地域計画に基づく共同事業や町の事業を計画的に実施しますと。それから3番目として、情報の提供と共有と。地域計画策定や活動時に必要とされる情報を積極的に提供します。また、ノウハウの提供にも努めますということであっているんですが、どういう形での指導をしていくのかということですね。例えば四半期に1回、あるいは計画の段階からどういうふうな形で、その計画が完成するまで町として指導していくのか、その辺のことも教えていただきたい。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 計画策定については、まちづくり政策課のまちづくり推進班の担当職員が、各行政区の要望に応じて計画の策定まで支援をするというような形で今体制を組んでいます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） それからもう一つ、策定のスケジュールとして平成25年4月から予算を伴う活動を実施するということであっているんですけども、その中で、地域計画素案をもとに地域と町の役割や財源などを協議すると。平成24年9月ごろからという形になっていますね。それからもう一つは、地域計画による町の予算措置として平成24年12月ごろまで。それから、区の総会などでの地域計画承認、それが平成25年の1月から3月という形なんですけれども、ここで総会を経てそのまちづくりに上げた場合に、今、住民のほうは即予算化されるものというふうに解釈しているのが大多数なんです。そうすると、今課長がおっしゃられたように検討する余地があるというふうなことになってきますと、ちょっと納得できない面が出てく

るんじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えします。

確かにスケジュールを12月というような形で各行政区のほうには説明をしております。というのは、この今議会中なんです、行政区の役員の皆さんにまず町の試案を説明申し上げたいと思っておりました。具体的には、ソフト事業、ハード事業、特定事業というようなことで、各行政区で行う事業については区費、町民の会費ですね、区費と町の補助金、これくらいの割合で1つの事業が可能かどうかと。そういうように、全額町の補助じゃなくて、区費も入れた中で事業計画ができるかどうかと、こういうようなもの。当然、今コミュニティ助成の中で敬老会が各行政区で行われております。こういうような特定事業についてもやはりある程度の原資的なものは保証しなくてはならないというようなところで、そういう考え方を今月の役員会で説明申し上げたいと。そこでまとめれば、今度は全体の行政区長会議の中において来年度の町の方針を決めたいと。そして、12月の各行政区からの地域計画の提出に備えたいと。こういう段取りで、ただ、今具体的にはまだ詰めている段階というようなところで。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） やっぱり地域活性化、コミュニティが活発に活動するよという目的があるんだろうと思いますので、町のほうとしてもこれをやるのであれば徹底してやってもらいたいと。途中でお金がなかったから予算化できなかったとか支援ができなかったとか、そういうことのないように頑張ってくださいたいと。

そういうことを要望してきょうの質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（我妻弘国君） これにて6番佐々木守君の一般質問を終結いたします。

これで本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

明日、午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時29分 散会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年9月4日

議 長

署名議員 番

署名議員 番